

八・九世紀の文芸活動と帰化人の問題（一）

——漢文芸極盛期将来の要因を探る——

目 加 田 さ ク を

天平勝宝三年（西紀以下略七五一）冬十一月の序文をもつ懐風藻の

撰集事業は、天平宝字三年（七五九）の歌を含むことによりほぼ同時期と想定される万葉集のそれと共に、我が八世紀における劃期的な文芸活動である。しかも、今日となつては、共に現存詩歌集中最古の存在となつており、且又、後世に向つて、漢詩における懐風藻が、凌雲集——弘仁五年（八一四）、文華秀麗集——弘仁九年（八

一八）、經国集——天長四年（八二七）、等の陸續と撰進される機

運を醸成した事、和歌における万葉集が、古今和歌集——延喜五年（九〇五）、後撰和歌集——天暦五年（九五一）、拾遺和歌集——寛弘二年—五年歟（一〇〇五—一〇〇八）等以下八代集の撰進を促したとほぼ同様の事情にあるとみて差支えあるまいと想われる。

順序として、先ず、帰化人が本邦に渡来して来た状況の検討、移住後、彼等が果した文化面での役割、時の朝廷の対帰化人政策、当時の日本人知識層の帰化人觀、等を、年次を逐つて見て行く事とする。

うとする次第である。

先ず八世紀において、本邦の文化発展史と帰化人との関聯を、懐風藻の序文作者が、どの様に認識していたかをその序についてみてゆく事としよう。

はるかニ
遙_ハ聴_キニ 前修_ニ、遐_ホ観_{ルニ}ニ、載籍_{タク}ニ、襲山降蹕之世、樞原建邦之

時、天造草創、人文未_レ作

天孫が降臨し、神武天皇建国の時、人文は未だおこらず、即ち、日本固有の人文なるものは、未だ存在していなかつたという事實を、序文作者は、先賢——前修——、並びに当時の文献——載籍——によつて調査した結果認めているのである。

至ニ於神后征レ坎、品帝乘レ乾、百濟入朝、啓ニ龍編於馬
廐ニ高麗上表、図ニ烏冊於烏文ニ。王仁始導ニ蒙於輕島ニ、辰
爾終敷ニ教於訖田ニ。遂使下俗漸ニ洙泗之風ニ、人・趨中齊
魯之學上ニ。逮ニ乎聖德太子ニ、設レ爵分レ官、筆制ニ、札義ニ。然
專崇ニ釈教ヲ、未レ遑ニ篇章一。

つまり、本邦における人文の拓けはじめては、神功皇后三韓征伐に
端緒を発した日韓交通の開始により、百濟が應神朝に入朝して良馬
二匹を献上し、学者を送り、高麗の上表文——鳥羽の文字——を帰
化人王辰爾が解説して名訖語（ヲサ）の盛名をはせ、招聘博士阿直
岐、王仁が輕島豊明宮において、菟道稚郎子皇子に典籍を教授し、は

じめて本邦人は孔子の学、文学、識緯学に接し啓蒙されたところに
ある。その結果はいちはやく聖德太子の十七条の憲法、官位十二階
の制定として現われたが、太子は仏教に心醉したため、詩文の習熟
は天智帝をまたねばならなかつたと序文作者は言明するのである。

乃レ至ニ淡海先帝之受ニ命也、恢ニ開帝業、弘ニ闡ニ皇猷一。

道格ニ乾坤ニ、功光ニ宇宙ニ。既而ニシテ以ニ為ニ調レ風化ニ俗ニ

莫レ尙ニ於文ニ、潤レ德光レ身ニ。孰先ニ於學ニ。爰則ニ建ニ庠序ニ、

徵ニ茂才ニ、定ニ五礼ニ、興ニ百度ニ。憲章法則、規模弘遠、夐

古以來、未ニ之有ニ也。於是ニ三階平煥、四海殷昌、旒紜無

為、巖廊多レ暇、旋招ニ文學之士ニ、時開ニ置禮之遊ニ。當ニ此

之際ニ、宸翰垂ニ文、賢臣獻ニ頌、彤章麗筆、非ニ唯百篇ニ。但

時經ニ乱離ニ、悉從ニ焜燼ニ。言念ニ煙滅ニ、輒懷ニ悼傷ニ。自レ茲
以降、詞人間出。龍潛王子、翔ニ雲鶴於風筆ニ、鳳翥天皇、泛ニ
月舟於霧渚ニ。神納言之悲ニ白鬢ニ、藤太政之詠ニ玄造ニ、騰ニ茂
実於前朝ニ、飛ニ英声於後代ニ。余以ニ薄官余閒ニ、遊ニ心文
圃ニ、閱ニ古人之遺跡ニ、想ニ風月之旧遊ニ。雖ニ音塵眇焉ニ、而
余翰斯在ニ。撫ニ芳題ニ而遙憶ニ、不レ覺ニ淚之泫然ニ。攀ニ縛藻ニ而
遐尋ニ惜ニ風聲之空墜ニ。遂乃收ニ魯壁之余蠹ニ、綜ニ秦灰之逸
文ニ。遠自ニ淡海ニ、云暨ニ平都ニ、凡ニ一百二十篇、勒成ニ
一卷ニ。作者六十四人。

天智帝の朝に及んで、民風を調べ、民俗を教化するのは詩文、経
学による外なしとの確信から、大学を創設し、當時玄理、僧旻の両
博士、大学頭僧詠（何れも帰化人）をはじめ文学之士を招き、朝野
あげてこれを学んだため、詞人間出し、彤章麗筆、ただに百篇のみ
に非ずという文運の隆盛を来たした。爾来、その優秀なる作者を撰
んでも六十四人、金玉の詞篇も一百二十篇に及んだ。その間、政変
相つぎ、亂離を経て文芸的遺産も煙滅に頻したが、その風はすたれ
ず、懷風藻撰集の大事業が成就したのであるというのである。即
ち、八世紀の代表的文人、（淡海三船か、葛井広成か、又余人か未
詳であるが）序文作者の認識では、百濟より渡來の王仁を筆頭者
とする帰化人の知識層と、それにより啓蒙教育された本邦朝野の知
識人によつて、十七条憲法、官位十二階、等々の政治的、法制的、
文化財も、文芸的文化財——詩賦——も生み出されたのであつた。此處

で、和歌に関する言及がないのは、恐らく、万葉集の編纂事業が完成していなかつたか、少くともそれが、天下の重大関心事でなかつた

か、大伴旅人はもとより、山田史御方、高向諸足、葛井広成、文武

天皇、川島皇子、大津皇子、長屋王、山前王、境部王、藤原不比等等の万葉集の歌人達は、詩賦の上で、その盛名を有つており、公の席上での詩賦の地位が和歌のそれを圧していた為ではあるまい。

後代万葉集の声価の蔭に懷風藻が隠されている観があるのは、実は當時は逆の状況であつたのではないか。公席で詩賦を詠する曲水の宴も慣例化し、詩賦を応詔^ニじて詠する機会も多く詠詩が、教養ある官吏、知識人のみなしうる正の文芸活動であり、和歌を詠

ずる事は、いわば^ノのそれ、業平が「略無才学。善作和歌」と記

されている如く、文字に習熟しない者すら可能な文芸活動であるという劣等意識と、国風であるという親近感、表現の容易さをもつものであつたと想われる。万葉集の題詞、ことに左註において、作歌の事情を委細に縷述する場合、大伴宿禰家持と同池主との贈答詩歌尺牘等において、短簡なる事由の説明の中にも或は飾り、或は氣負つた文人意識の表現、何處までも、表芸の詩、尺牘と、虚心坦懐に縷々心情をつづる和歌の、どこまでも^ノの芸、であるのを知るのである。懷風藻の詩（現存一一七首）中、純粹私的な恋の詩はなく、侍宴、從駕、応詔が三四首、讌集二三首——正三位長屋王邸での^ノ詠集

が新羅客を迎えての多分に公的讌集であるのがよくその性格をもの語る様に——、これ亦公的遊覧一七首、算賀二、計七六首という公的表芸なのである。

啓蒙教導にはじまる、と断定乃至認識している事を念頭において、記紀の記述にそいつつ、年次を逐つてみて行く事とする。

（神功紀）仲哀九年（一一〇〇）十月にはじまる。即ち新羅に上陸した日本軍は、收^ニ凶籍^一、封^ニ重宝府庫^一じ、新羅王波沙寐錦は微叱已知波珍千岐を人質とし、金銀彩色及綾羅縫絹を貢り入十艘船にのせて官軍に従わせ、「従レ今以後、長与^ニ乾坤^一。伏為^ニ銅部^一。其不レ乾^ニ船柁^一。而春秋獻^ニ馬梳及馬鞭^一復不レ煩^ニ海遠^一。以毎年貢^ニ男女之調^一。」「非^ニ東日更出^レ西且除^一。阿利那礼河返以之逆流^一。及河石昇為^ニ星辰^一而殊闕^ニ春秋之朝^一。忍燒^ニ梳鞭之貢^一……」と誓言したというのである。ところが、

神功紀五年（一一〇五）春二月、新羅王は汗礼斯伐毛麻利叱智。富羅母智を遣して朝貢したが、本朝を欺瞞して先の人質微叱許智伐旱を伴い還つたため、同行すべく派遣されていた葛城製津彦は新羅使者三人を焚死させ、新羅に攻め入り韁輔津より草羅城を抜いて謝罪させて帰国したが、是時彼が朝鮮半島より連れ帰つた俘虜等が住みついたのが「今桑原。佐摩。高官。忍海凡四邑漢人等始祖也」なのである。即ち、桑原、佐摩、高官、忍海四邑にいち早く帰化人の村邑が出来たわけである。これが（一一〇五年）と紀では記載しているのである。

応神七年（一一七六）九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人等が來朝したので、朝廷は、武内宿禰に命じて領^ニ諸韓人等^一作^レ池、即ち、後の築城の場合百濟帰化人を用いた如く、この場合も、土木工事に経験をもつ朝鮮民衆多数の来朝帰化があつたとおもわれるのである。

ともいふべき漢詩集、懷風藻の序文作者が、本邦の人文は帰化人の

同八年（二七七）にも「百濟人來朝」の記事があるが百濟記、
(書紀所引)では、「……是以遣王子直支于天朝。以脩先王之
好一也」というだけである為、同行の者が帰化したか否か、判然と
しない。ところが十年代には遽しく來朝帰化が増加したのである。

十四年（二八三）春二月に百濟王貢縫衣二女。曰真毛泽。是今來目衣縫之始祖也。という。又、是歲。弓月君自百濟來歸。因以奏之曰。臣領己國之人夫百二十縣而帰化。然因新羅人之拒。皆出加羅國。爰遣葛城襲津彥。而召弓月之人夫於加羅。然經三年而襲津彥不來焉。これはその翌々年、平群木菟宿襲津彥の半島通のこときが——百濟記に新羅の二美女を納めて新羅征討の勅命に背いた——後に彼地において日韓の混血兒一族の祖となる事をすでに我々は考慮に入れておくべきであろう。

十五年（二八四）秋八月。百濟王遣阿直岐。貢良馬二匹。即養於輕坂上廐。因以阿直岐令掌銅。故号真養馬之處。曰ニ廐坂也。阿直岐亦能讀經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。對曰。有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖荒田別。巫別於二百濟。仍徵王仁。也。其阿直岐者は阿直岐史之始祖也。即ち、十五年には良馬二匹と共に經典に造詣ある阿直岐が來朝し、太子の指導に當つた。より優れた学者を下問されて、王仁の名をあげたため、二朝臣が、学者招聘に朝鮮に渡つたのである。かくて、漢土の古典たる經典が、朝鮮半島及びその民族を媒介として、二八四年日本國土の中心部に伝わり、公認下に教授される事となつたと紀は記述するのである。

十六年（二八五）春二月王仁來之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁。莫不二通達。故所謂王仁者。是書首等之始祖也。

八月遣平群木菟宿禰。的戸田宿禰於加羅。仍授精兵詔之曰。襲津彥久不還。必由新羅人拒而滯之。汝等急往之擊。新羅披其道路。於是木菟宿禰等進精兵。立于新羅之境。新羅王愕之服。其罪。乃率弓月之人夫。与襲津彥共來焉。二十年（二八九）秋九月倭漢直祖阿知使臣。並率己之黨類十七縣而來歸焉。即ち、この代表的漢字者王仁、阿知使臣は、經典教授の外朝廷の記録を掌る事となり、所謂史部は、後世、王仁と阿知使臣一門の子孫によつて殆んど占められるにいたつた。雄略紀二年十月「是月置史部」とあるはこれであつて、東西史部を代表者とする。上代日本漢文學史において柿村重松氏は彼等の居住地は、大和、河内であるが、史部任官後都城に居住を移したもので、神祇令に「東西文部」とあり、義解に「謂東漢文直、西漢文首也」、学令義解に「居在ニ皇城左右」、故曰ニ東西也。」とある東漢文直（漢直、文直）は阿知使臣一門で、河内を居住地とし、西漢文首は王仁一門で大和に居住していたもの、これに矢張り帰化人「王孫王の後なる船史津史等」があり、「文事を職とする諸史中で最も古く且著名なるもの」東西文部の祖がこの時すでに來朝帰化しているのである。しかも、弓月君の人夫百二十県、阿知使臣、都加使臣父子の率いた十七県人にして、多勢の帰化である。これが一地方に集団定住せしめられたとき、何等かの社会的運動乃至影響が現われるのは当然である。先ず漢土古典籍による教育——上

代文学、倫理、哲学、法制の大運動が起つてくるわけで、やがて私塾、国学、大学、私学の設置を将来するのである。次には技術、工芸、美術、音楽、演劇である。

三十一年新羅王聞レ之。讐然大驚。乃貢ニ能匠者。是猪名部等之始祖也。

三十七年春二月、遣ニ阿知使主。都加使主於吳。令レ求ニ縫工女。爰阿知使主等。渡ニ高麗國一欲レ達ニ于吳。則至ニ高麗一。更不知ニ道路一。乞ニ知レ道者於高麗一。高麗王乃副ニ久礼波。久礼志二人ニ為ニ導者。由レ是得レ通レ吳。吳王於レ是与ニ工女兄媛。

弟媛。吳織。穴織。四婦女一。

三十九年春二月。百濟直支王。遣ニ其妹新齊都媛以令レ仕。爰新齊都媛率ニ七婦女而来帰焉。

四十一年春二月。天皇崩ニ于明宮一……是月。阿知使主等自レ吳至ニ筑紫一。時胸形大神乞ニ工女等一。故以ニ兄媛一奉ニ於胸形大神一。是則今ニ筑紫國ニ御使君之祖也。既而率ニ其三婦女一以至ニ津國一。及ニ干武庫一。而天皇崩之。不レ及即獻ニ于大尊離鳥一。是女人即ち、縫工女、能匠等技術關係者の帰化である。

來自衣縫之祖……二女

(縫衣女工、織物女工?)

百濟

履中紀になると仁徳帝崩後皇太子が未だ即位しない間に、住吉仲皇子が謀叛を起し、太子の家を囮んだ。この時信じない(一説醉以不起)太子を、「三人扶ニ太子ニ令ニ乗レ馬而逃」之」というその三人は平群木鬼宿禰と物部大前宿禰と共に帰化人の漢直祖阿知使主であつた。

允恭三年に新羅より良医を招いたが病已差也。天皇はこれを賞して帰した。

四十二年天皇崩。新羅王は驚愁之貢ニ上調船八十艘。及種種樂人八十一。是泊ニ対馬ニ而大哭。……自ニ難波一至ニ干京一。或哭泣。或歌舞。遂參ニ会於宮殯一也。

この種種樂人八十人は或歌舞とあるが、この際伎樂面などをも持來したものではあるまいか。歌舞演劇方面での啓蒙が行われたと思われる。

猪名部 之祖……能匠

新羅

御使君 之祖……兄媛
吳衣縫 之祖……弟媛 吳織 穴織

蛟屋衣縫之祖

能匠

雄略二年百濟池津媛違ニ天皇將ニ幸。淫ニ於石河橋一。天皇大怒。

等、織工、縫工が来朝帰化した。しかも遂に半島を通じ支那大陸、つまり吳國から技術家が招聘されたのである。次いで注目される事は後宮に仕えたと想われる百濟の新齊都媛外七婦女の来朝である。つ

仁徳十一年、新羅人朝貢。則勞ニ於是役一。是役とは、堀江と茨

田堤の工事の事で、これに使用された新羅人とは、先の武内宿禰が領ニ諸韓人等ニ作レ池の場合と同様に土木工事に経験ある者達ではあるまいか。

五十八年十月、吳國、高麗國並朝貢。帰化人の有無は不明である。

詔ニ大伴室屋大進。使下ニ來目部一張中夫婦四支於木上。置ニ仮殿

上。以レ火焼死。百濟新撰云。曰已年。

益國王立。天皇遣ニ阿札奴跪一來

ハントタテ

索ニ女郎一百濟莊ニ飾慕尼夫人女。曰三適稽女

マツルニ貢

五年夏四月。百濟加須利君益國王乘三聞池津媛之所ニ燔殺也

進於天皇

ニ

五年夏四月。百濟加須利君益國王乘三聞池津媛之所ニ燔殺也

適稽女郎也而籌議曰。昔貢ニ女人為采女。而既無レ礼。失ニ我國名。

自レ今以後不レ合レ貢レ女。乃告ニ其弟軍君コニキシ君也曰。

即ち、應神三十九年に新齊都媛が七人の侍女と共に帰化して以降、池津媛に及ぶ間、この二人並にその隨員のみならず、百濟から女人を采女等に貢る風、朝廷から需めた事もあつたものと思われる。

七年任那國司吉備上道臣田狹が新羅に通じようとしたため、その子弟君等を新羅追討に派遣する詔を出す際、君側ニ西漢才伎歎因知利がいて、奏曰。「巧ニ於奴者多在ニ韓國」。可ニ召而使。と言つたので彼を弟君等に副えて百濟に赴かしめた。集ニ聚百濟所レ獻今來才伎於大嶋中一した。弟君が妻に殺されたため天皇は日麗吉土堅磐固安義を遣わして復命せしめた。遂即安ニ置倭國吾礪広津邑一したが病死者衆と/orけで大伴大連室屋に詔して東漢直掬に命じて以ニ新漢陶部高貴鞍部堅貴。画部因斯羅我。錦部

定安那錦。訛語卯安那等、遷ニ居于上桃原。下桃原。真神原三所。或本云。吉備臣弟君還レ自二百濟一。獻ニ漢手人部。衣縫部。害人部。

九年小弓宿禰の喪に妻の采女大海が帰国し、大伴室屋大連に感謝して以ニ韓奴室・兄麌・弟麌・御倉・小倉・針六口一を大連に送

つた。これが吉備上道蚊島田邑家人部である。その七月河内国実。飛鳥戸部郡人田辺史伯孫女者。古市郡人書首加龍之妻也。といふ駿と土馬と、とりかえられた河内国の話の主人公等、又史として住みついた帰化人の一門である。

十四年には身狭村主責等共ニ吳國使。將ニ吳所レ獻手末才伎漢織。吳織及衣縫兄媛、弟媛等。泊ニ於住吉津。是月。為ニ吳客道ニ通ニ磯齒津路。名ニ吳坂。三月命ニ臣連ニ迎ニ吳使。即安ニ置吳人於桧隈野。因名ニ吳原。以ニ衣縫兄媛奉大三輪神。以ニ弟媛為漢衣縫部也。漢織。吳縫。衣縫。是飛鳥衣縫部。伊勢衣縫部之先也。陶器職、鞍作職、画工、織工、縫工等の工芸職人並に通訳が、韓國、吳國、つまり半島及び半島を経由して世界一流の文化を誇つていた漢土から来朝帰化し、定住する事となつたのは、素朴な工芸文化の水準にあつた本邦工芸史に革命をもたらしたが、それはただに工芸史上のみの事ではなかつたのである。

十五年秦民が分散したが天皇が秦造酒を「愛寵」したので詔聚ニ秦民一賜ニ於酒公。公仍領ニ聚百八十種勝部。奉ニ獻庸調御調也。絹充縫ニ積朝廷。因賜レ姓曰ニ禹豆麻佐。十六年散ニ遷秦民一使レ獻ニ庸調。冬十月詔聚ニ漢部一定ニ其伴造者。賜レ姓曰ニ直一本云。賜漢使主等。

顯宗六年秋九月、遣ニ日麗吉士一使下ニ高麗一召中巧手者上。……是歲。日麗吉士還レ自ニ高麗一。獻ニ工匠須流枳奴流枳等。今倭國山邊郡額田邑孰皮高麗。是其後也。繼体七年百濟は五經博士段楊爾を貢つた。十年五經博士漢高安茂

欽明天皇は靈夢を信じ、山背國紀伊深草里よりめ覓いだした秦大津父を寵愛し即位後、「挙二大藏省」。元年二月百濟人己知部授化。^{コチア}置二倭国添上郡山村^一。今山村己知部^之先。同八月。高麗。百濟。新羅。任那。並遣使^{モノタテマツリ}獻^{ミツキタマツル}並修^{ミツキタマツル}貢^職。召^二集秦人漢人等諸蕃授化者^一。安^三置国郡^一。編^二貫戸籍^一。秦人戸数物七千五十三戸。

以^二大藏様^一為^二秦伴造^一。

秦人のみでも戸数七千五十三戸という大量の帰化人が大和を中心として諸国諸郡に安置せしめられ、戸籍に編貫された事は彼等の本邦定住の政治的しあげを意味するのである。職種も、学者、僧、大藏省官吏、書記官より、采女、諸工芸職に及ぶのである。

かたがた百濟においても、紀臣、物部連、許勢臣等本邦派遣の宰等官僚、武将が韓婦との間に設けた紀臣奈率彌麻沙、物部連奈率用紀(歌)多、物部奈率歌非、上部奈率物部烏、許勢奈率歌麻、河内部阿斯比多の如き混血兒——^{紀臣奈率者}、^{蓋是紀臣聚ニ韓婦ニ所レ生}因留二百出。——があつて、殊に対日本外交の場合活躍していた。二年、四年、五年、七年、八年、九年、十三年、十四年、十五年と百濟日本間を奈率彌麻沙、同歌麻、同用紀多、同己連、同其倭、同歌非、同得文等は頻繁に往来しているのである。

十一年百濟王は高麗奴六口をおくり、(別に王人に一口)^{皆攻ニ爾村一}所レ禽奴也又百濟遣^ニ中部奈率皮久斤、下部德灼于那等^一、猶虜十口を献つたのである。

かくて十三年(紀による限り)百濟聖明王は釈迦仏金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を本朝に贈つた。

十四年、六月遣^ニ内臣^一使^ニ於百濟^一……勅云^{ハク}。所^レ請軍者^ハ、隨^ニ王^{ママニ}所^ノレ須^{ヒム}。別勅^{シテ}医博士。易博士。七曆博士等^ニ一宜^ニ依^レ番^上下^一。全^テ上件^ノ色^{ノヲ}人^一正當相代^{ラム}年月^{宣下付}還使^ニ相代^上。又ト書曆本種種薬物可付送^{ヲタテマツレ}。先の五經博士來朝について今度は医薬、易、天文、ト筮關係の資料及び博士を求めているのである。この七月蘇我稻目大臣^{ノシマサニ}は勅を奉じて王辰爾を遣して船賦を數え録さしめた。よつて彼を船長^{ノツカサ}となし姓を船史と賜わつた。これが「今船連之先也」。となるわけである。

十五年百濟は下部扞率將軍三貴、上部奈率物部^{鳥カク}等を遣して救兵を乞うたがその際、德率東城子莫古をもつて前番^{ノツカヒ}奈率東城子言に代え、五經博士王柳貴を固德馬丁安に代え、僧曇惠等九人を僧道深等七人に代えた。別に勅を奉じて易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、医博士奈率王有凌陀、採藥師施德潘量豐、固德丁有陀、樂人德三斤、季德^ニ麻次、季德進奴、対德進陀を交替の為に貢つた。

以上によると学者、殊に儒教の中心たる五經専攻の学者、易曆博士、藥草研究家、演劇人等が永住のみでなく、一定期間出張教授の形式でもかなり頻繁に来朝していた事が分るのである。

十七年冬十月蘇我大臣稻目等を遣して、倭國高市郡^{に韓人大身狭屯倉言ニ韓人一}、高麗人小身狹屯倉を置き、紀國に海部屯倉を置かしめた。この条で一本云^ク。以^ニ處^レ韓人^一。為^ニ大身狹屯倉^{ノト}。高麗人^ニ為^ニ田部^一。故因^レ身狹屯倉^{ノノト}。是即以^ニ韓人、高麗人^ニ為^ニ田部^一。故因^レ屯倉之号^也。と言う如く、帰化半島人をいわば結集屯田させて百濟

ブロック——大身狭屯倉——、高麗ブロック——小身狭屯倉——を作つたものと想われるのである。

廿三年大將軍紀男麻呂宿禰、ついで大伴狹手彥は高麗征伐に派遣されて勝をおさめ、以ニ七織帳一奉_ニ於天皇_ニ。以ニ甲二領。金飴刀二口。銅鏤鐘三口。五色幡_{ハタ}二竿。美女媛_{オムナ}也_{媛名}並其從女吾田子_{マカタチアタコ}。送_ニ於蘇我稻目宿禰大臣_一。於是大臣遂納_ニ二女_二。以為_レ妻居_ニ輕曲殿_一。即ち天皇、大臣に土産物を献上したが、その中に二人の半島婦人があり、これを大臣が妻とした。先に天皇の後宮に半島の婦人が入つたが、ここで大臣も妻妾の数に加えた事を注目しよう。仏教受容派の蘇我氏と帰化人との関係は、爾來姻戚關係により、血統の中に帰化人の血がいりこむ事により一層緊密になつてゆくのである。この年、新羅使人が本土に帰らず帰化した。河内国更荒郡鶴_{サラ}野_ウ邑の新羅人の先祖、及び摂津国三島郡埴廬新羅人之先祖達である。同廿六年に高麗人頭霧_{ツフリヤ}耶陞等が筑紫に投化した。これを山背国に置いた。敵火、奈羅、山村の高麗人の先祖となつた、つまり、本邦の部落乃至集団という形で帰化人が増加してゆくのである。かくて、卅一年高麗使を迎接の役に遣わされたのは彼等帰化人、東_{アラコ}漢_{アヤノ}氏直_{アラコ}糠兒_{サハラタチ}、葛城直難波_{サハラタチ}であり、東漢坂上直子麻呂、錦部首大石を守護として高麗使を相樂館に饗したのである。

敏達元年、高麗の表疏文を諸史が詠解出来ず船史祖王辰爾がなし得たため、君側に侍する事となり、東西諸_{ヤマトカブチノフビト}史は勅勸を蒙つた。三年船史王辰爾弟牛に姓を賜うて津史とした。

六年十一月百濟王は大別王につけて経論若干巻、律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造仏工、造寺工六人を獻じたが、これを難波の大別

王寺に安置せしめた。十三年九月百濟より鹿深臣が彌勒石像一軀、佐伯連仏像一軀をもつて来朝。蘇我馬子宿禰がその仏像二軀を請い、うけ修行者を四方に覓め、播磨国に僧の還俗者、高麗惠便をえ、これを師として帰化人司馬達等ノ女嶋（十一才）を度せしめ、又善信尼の弟子二人漢人夜菩之女豊女と錦織壺之女石女といふ帰化人の女を度せしめた。受難時代における仏教と蘇我氏と帰化人の緊密なる關係はかくて一層深くなつてゆくのである。

崇峻元年百濟は仏舍利、僧贊照、律師令威、惠衆、惠宿、道嚴、令開等、寺匠太良未、太文賈古子、鑪盤博士將德白昧淳、瓦博士麻奈父奴陽貴、文陵貴、文昔麻帝彌、画工白加を獻じた。三年には當學僧善信尼が帰朝したので尼大伴狹手彥連女善徳及び新羅媛善妙、泊夫人、百濟媛妙光、漢人善聰、善通、妙徳、法定、照善、智聰、善知惠、善光等を度した。帰化人鞍部司馬達等ノ子多須奈も同時に出家した。かく僧の帰化、帰化人の出家が仏教伝來以来続いたのである。五年、馬子が命じて天皇を弑せしめたのが東_{ヤマトノアヤノ}漢_{タヒコマ}直_{アラコ}駒_{アラコ}一_{或本云}東漢直磐子也_{サハラタチ}で、帰化人と蘇我氏の結びつきは、遂に蘇我氏腹心の徒党の中に東漢ノ直——帰化人——を属せしめる、つまり、かくて政争の渦中にまで彼等が躍るに至つたのである。

推古朝に及び、太子の師高麗僧惠慈、僧隆、雲聰が帰化。百濟僧慧聰來朝。太子は覺智博士に外典を學んだ。十一年百濟僧觀勒來朝。暦本、天文地理書、遁甲方術之書を將來した。是時書生三四人を選んで観勒に学び習わしめた。陽胡史祖玉_{タマフル}陣_{アシ}習_{アシ}暦法_一、大友村主高德學_ニ天文遁甲_一、山背臣日並立學_ニ方術_一、皆學以成_レ業_一といふ事となつたが、その三人の中一人は確實に帰化人で、史等の大部分がそうであり、初期の留学生僧がそうである如く、帰化人が本邦人よりつと

に漢字に習熟していたため、彼らが選出される機会が多く、本邦人の進出は後れるのである。さて帰化僧は經論の外に外典・天文学・方術・美術工芸等をも我が幼稚な文化の広い領域にわたつて啓蒙教授していくのである。その結果、太子の十七条憲法となり、三經義疏を生むにいたつた。黃書画師、山背画師を定め、十三年銅繡丈六仏像各一軀を始めて製作する事となり、翌十四年四月完成した。鞍作鳥が造仏之工で丈六銅像は元興寺に鎮坐せしめた。即日設齋、会集人衆あげて數うべからずという人出で、司馬達等は舍利を奉り、その子多須奈出家し、女は尼となり、鳥は造仏工の功を嘉せられて大仁の位を与えた。十六年唐に遣した留学生は、倭漢直福因、奈羅訳語惠明、高向漢人玄理、新漢人大國、學門僧新漢人日文、南淵漢人請安（南淵先生）志賀漢人惠隱、漢人広齊等并八人也という全員帰化人で、本邦人が未だ漢字に習熟しえず、帰化人が、すでにある程度これをなしたので選ばれたものと想われる。つまり半島出身の帰化人といえども、漢文学、仏典には十分の造詣はなかつたが、漢唐文化の橋渡し的地位で当初の大陸文化伝達の任を果したものといえる。十七年百濟僧道欣、惠爾、為首一十人。俗人七十五人が吳国に行きえず漂着帰化した。この時の檢問使は難浪吉士徳麻呂と船史龍一帰化人である。十八年高麗王貢ニ僧曇徵、法定^{ミヅウス}、^{アヒタケヒト}、^{スグリトリカヒ}、^ス僧旻及び勝鳥養等が遣唐使大上三田綱、唐使人高表仁に隨行帰国、十一年大唐學問僧惠隱、惠雲が、十二年に大唐學問僧清安、学生高向漢人玄理が新羅より伝つて帰朝した。

舒明四年學問僧靈雲、僧旻及び勝鳥養等が遣唐使大上三田綱、唐使人高表仁に隨行帰国、十一年大唐學問僧惠隱、惠雲が、十二年に大唐學問僧清安、学生高向漢人玄理が新羅より伝つて帰朝した。唐極二年、百濟太子余豐、蜜蜂の房四枚を以て三輪山に放養したが蕃息しなかつた。中大兄皇子と中臣鎌子は周孔之教を南淵先生に学びつつ蘇我氏討誅を計つたのであつた。四年蘇我入鹿を誅した際、漢直等は、摠^ス聚眷屬^ス、探^キレ甲持^シレ兵、助^ニ大臣^一設^ス軍陣^一といふ徒党ぶりを發揮している。當時対百濟外交も亦帰化人のあづかる所であつた。

孝德天皇は仏法を尊み、儒を好んだ。即位後大化元年沙門旻法師、高向史玄理を以て國博士とした。倭漢直比羅夫を尾張に遣して神に供える幣を課せしめた。沙門猶大法師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺僧旻、道登、惠隣を以て十師とし、別に惠妙を百濟寺の寺主とし天下の衆僧を教^クえ導^クかしめ、自ニ天皇ニ至ニ于伴造一所造之寺不^レ能^レ營者、朕皆助^ム作^ムと詔を発した。同年古入皇子の謀叛にも倭漢文直麻呂は徒党討伐の將も帰化人、かく政争にもしばしば帰化人は加担した。大化三年には高向博士黒麻呂を新羅に遣わして質を貢らしめた。四年博士高向玄理と祚僧旻とに詔して入省百官を置かしめた。五年二月遣大唐押使大錦上高向玄理、大使小錦下河辺臣麻呂、副使大山下藥師惠日……分乗二船、當連數月、取^ニ新羅道^一、泊^ニ于

萃州^イ、遂到千京奉^ニ觀天子^一、という様に席あたたまるまもない外交官として、儒教学者として、行政官立法家として、文書記録、出納係として、仏徒として、學術、伎芸の指導者として等々帰化人の活動はめざましくなるばかりである。地方より白雉を献上する者があれば百濟君に問う、百濟君は曰く「後漢明帝永平十一年……」僧旻曰「此日休祥……」と故事をただすにも、又帰化人のグループが天皇の諮問機關となつてゐる。白雉元年に帰化人漢山口直大口^{フナト}が詔を奉じて千仏像を刻つた。又本朝始めての丈六繡俠侍八部四十六像が一年から二年かけて成つた。四年旻法師の死後彼の為に画工柏豎部子麻呂、鯉魚戸直等に命じて多く仏菩薩の像を造り川原寺に安置させた。同年学問僧として渡唐した道巖、道通、道光、惠施、覺勝、弁正、惠照、僧忍、知聰、道昭、定惠^{定惠内大臣}、安達^{守達中臣}、道觀^{道觀春日栗田}、學生巨勢臣^{粟豐足臣}、永連老人^{老人真玉之子}或本^モ百二十人……の中、帰化人と共に本邦人の子弟が漸く多くなつて來た事が注目されるのである。

齊明の六年百濟の佐平鬼室福信は唐の俘虜一百余人を献じた。今美濃國不破片県二郡唐人等也——唐人も帰化する事となつた。七年九月、以三纖冠^一授^ニ於百濟王子豊璋^一。復以^ニ多臣^{コモ}蔣敷^一之妹^{メアハス}妻^一之焉。乃遣^ニ大山下狹井連櫻榔^{アチャマサ}、小山下秦^一造田来津^一、率^ニ軍五千余衛^リ送^{ラシム}於本郷^一。つまり、本邦人を半島百濟王の妻として送つたのである。ここで日本、百濟あい共に王室も、代表的政治家、將軍たる臣下も、他よりそれあいめとつた事になつた。

天智二年、百濟滅亡し、日本船師及び佐平余自信、達率素貢^一等日本に向つた。以後百濟人の亡命が日を逐うて多くなるのである。

三年百濟王善光王等を難波に居らしめた。四年神前郡百濟人に田を賜う。八月達率答^一体春^一を遣して長門国に築城^一させ、達率憶礼福苗^一、達率四比福夫^一を筑紫國に遣して大野及び櫟^キ二城を築かしめる等、亡倭漢沙門知由^一が指南車を献上した。八年に佐平余自信、佐平鬼室集斯^一等、男女百余人在近江国蒲生郡に遷居させていた。十年冠位法度之事を天下に施行したが、その際帰化人關係は左の通り発令されたのである。

大錦下 佐平余自信 沙宅紹明^{法官}大輔

小錦下 鬼室集斯^{學職}頭

大山下 達率谷那晉首^一閑^二兵 本質貴子^一閑^二兵

大山下 憶礼福苗^一閑^二兵 答^一体春初^一閑^二兵(麻田氏)
法^一

小山上 達率德頂上^一解^レ葉^一 鬼室集信^一解^レ葉^一
法^一

小山上 達率母^一明^二五 許率母^一經^二 角福牟^一閑^二於^一陰陽^一
(吉田氏)

小山下 余の達率等五十餘人

印は懷風藻により大友皇子と親交ありその賓客となつた事明瞭なる者。

右は相当の高位と言わねばならぬ。即ち、同三年に天皇命ニ大皇弟^一、宣下増^ニ換冠^一倍^ニ位階名^一、及氏上^{カキベヤカベ}民部家部等事上、其冠有ニ

二十六階^一として、左の通り定めたのであるが、（～印は帰化人でこれに任せられたものあるを示す）

大織 小織 大縫 小縫 大紫 小紫 大錦上 大錦中 大錦下
小錦上 小錦中 小錦下 大山上 大山中 大山下 小山上 小
山中 小山下 大乙上 大乙中 大乙下 小乙上 小乙中 小乙

下 大建 小建

十年（六七一）現在、大錦上、大錦下であつたものは、その正月に「大錦上蘇我赤兄臣与三大錦下巨勢人臣^一、進^ニ於殿前^ノ奏^{スヨコトヲ}賀正事^一……大錦上中臣金連（命）宣^ル神事^ヲ、是日以^ニ大友皇子^一拜^ス太政大臣^ニ、以^テ蘇我赤兄臣^一為^ニ左大臣^一、以^テ中臣金連^ノ為^ニ右大臣^一、以^ニ蘇我果安臣^一、巨勢人臣^一、紀大人臣^ヲ為^ニ御史大夫^一。御史^等今之^ノ大納^シ言乎。」により、蘇我赤兄、巨勢人臣であるが、彼らは正月五日には左大臣、御史大夫に任せられているのである。孝德五年（六五四）高向玄理は大錦上で遣唐押使、その下の遣唐大使は小錦下、副使は大山下であつた。蘇我赤兄は天智腹心の臣で同じく大錦上の中臣金連と左右大臣をしめたが、この左右大臣級の大錦上に帰化人高向玄理が任せられていており、その下の大納言相当の御史大夫に大錦下の巨勢氏が任せられているが、この大錦下に、佐平余自信、沙宅紹明二人が任せられ、天武紀では龍田風神の祭祀に派遣されたのが小紫生濃王と小錦下佐伯連廣足であるが、この小錦下を鬼室集斯が拜した。

他の達率等五十余人も共に小山下に任せられている。天武十年八月に詔三三韓諸人^一曰、先日^{ヨルシタマコト}復^ニ十年調稅既訖。且加以帰化初年俱來之子孫。並課役悉免焉。——調稅課役の免除があつたのである。又、天武四年正月大学寮諸学生、陰陽寮、外薬寮、及舍衛女、

墮羅女、百濟王善先、新羅仕丁等捧^ニ藥及珍異等物^ヲ進^スる事もあつた。六年六月に東漢直等に詔して曰「汝等党族之、自レ本犯^ニ七不可^一也。是以、從^ニ小墾田御世^一古^{ルマデニ}至^ニ于近江朝^天智、常以^レ謀^ニ汝等^ヲ為^レ事。今当^ニ朕世^一、將^レ責^ニ汝等^{不可}之状^一。以^シ隨^レ犯^レ應^レ罪。然頓不^レ欲^レ絕^ニ漢直之氏^一、故降^ニ大恩^ヲ以^{ユルシタマウ}原^ス之。征^レ今以後、若有^ニ犯者^一、必入^ニ不赦之例^一、と特赦があつております、この年も大博士百濟人率丹に大山下位を授け封三十戸^一。この様な帰化人に対する朝廷の優遇政策、温情主義的態度は、帰化後彼等が貢献した各界での活躍に対する、いわば反対給付なのであつて、例えば、遣唐押使として唐土に派遣中客死した高向玄理は学者（博士）であり、外交官であり、政治家——立法、行政面での——として四面六臂の活躍をした。百濟亡命の官民をはじめ三韓の帰化人は築城、治水、造寺、造仏、絵画、工芸、彫刻、医薬、兵法、法学、経学、宗教、経学、等々、殆んど凡ゆる文化面を拓いて行つたのである。二年に卒した大錦下百濟沙宅昭明の如き、「為^レ人聰明叡智。時称秀才、於是天皇驚之、贈^ニ外^ノ小紫位^一。重賜^ニ本国大佐平位^一。」となかなか好意をよせられているのである。十二年九月「凡^ニ三十八氏賜^レ姓曰^レ連」の三十八氏中、帰化人は、錦織造、縷造、川内漢直、大泊造、秦造、黃文造、文首、百濟造、刑部直、殿服部造の十氏を數え、十三年正月「二氏賜^レ姓曰^レ連」では、船史、壹伎史、阿直史の三氏、月「十四氏に賜^レ姓曰^レ連」では、船史、壹伎史、阿直史の三氏、にその十月には詔勅で「更改^ニ諸氏之族姓^一。作^ニ八色之姓^一。以混^ニ天下万姓^一。」といい、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置、をたてたが、朝臣に波多臣、高向臣、角臣、林臣等が数えられていて、

十四年正月には更に爵位の号を改め草壁皇子に淨広壱位を授け、以下臣下それぞれ爵位を加増された。その二月に、大唐人、百濟人、高麗人、并百四十七人に爵位を賜つてある。この十四年の爵位改変は、諸王已上の位十二階、諸臣の位四十八階であつたが、その授位に際して外国人が百四十七人の多きに及んで恩典に浴している事は、朱鳥元年六月に工匠、陰陽師、侍医、大唐学生及一二の官人并三十四人に爵位を授け、選三諸司人等有功二十八人「増ニ加爵位」と共に余程の重視と言わねばならぬ。六月には十一氏に姓志寸を賜わつたが、その中に倭漢連、河内漢連、秦連が入つてゐる。九月「化来高麗人等賜レ祿各有レ差」、十月には百歳になる百濟僧常輝に三十戸を封した。

朱鳥元年四月、侍医桑村^{クレガク}主^ト都に直広肆を受けた。同月新羅客等を饗せむ為に川原寺の伎樂を筑紫に運んだ。この時新羅使は細馬、驃、犬、鏤金器、金銀、霞錦、綾羅、虎豹、華物併せて百余種、別に金智祥等は金銀、錦霞、綾羅、金器、屏風、鞍皮、絹布、藥物之類各六十余種を献上した。五月に侍医百濟人億仁が病んで死に臨むに及び勤大壱位を授け、一百戸を封じた。九月には大津皇子事件で小山下壱伎連博德、新羅沙門行心等三十余人が連坐し、捕われたが「及レ長弁有ニ才学」、尤愛ニ文筆^{ナガキヌ}、詩賦之興自ニ大津始也」と紀すらも記す才学ある大津皇子に沙門行心や壱伎連博德書なる私記を有していたインテリの博德——帰化人——が一党であつた事、持統系の謀略に敗亡したが、「見者皆戯歎^{セイカシム}」という表現を、紀すらとらざるをえなかつたところに、又、行心、後又博德も持統朝廷が「所^{ムカレタル}詐誤^{アザムカレタル}。……壱伎連博德……」「所^レ誤^{アザムカレタル}吏民帳内不^レ得^レ已^ヲ、今皇

子大津已滅。從者當レ坐ニ皇子大津二者皆赦^{セヨ}レ之」と、持統帝としては皇位をゆずりたくないから死を賜つた大津皇子にあざむかれた人の好い博徳、行心以下は大赦してやる、という口実を設けてまで、帰化人らを惜しんで処罰^{シテ}えなかつたところに、彼ら一党が如何に才學を以て當時天下を圧してゐたか、有用の人材であつたかを察知する事が出来るのである。この十二月に「筑紫太宰獻^ニ三国高麗百濟新羅百姓男女、并僧尼六十二人^ヲ」^ヨじて^リいる。

持統元年三月、授化の高麗人五十六人を常陸国に居らしめ賦^{ワケ}田^ヲ受^レ稟^{カタヲ}使^レ安ニ生業^ニ、又新羅人十四人を下毛野国に居らしめ賦^{タマヒ}田^ヲ受^レ稟^{カタヲ}使^レ安ニ生業^ニ、又夏四日太宰獻^ニ授化新羅僧尼及百姓男女二十二人^ヲ、居^ニ于^ク武藏國^ヲ、賦^レ田^ヲ受^レ稟^{カタヲ}使^レ安ニ生業^ニという風に授化の帰化人が相つぐがこれを受け入れるにあたつて相当優遇しているのである。

三年撰善言司^ヲを挙^{ハシメテ}した施基皇子以下七人の中帰化人調忌寸老人が入つて^リいる。

四年二月、新羅人の沙門證吉、級食北助知等五十人が帰化した。同月帰化新羅韓奈未許滿等十二人を以つて武藏國に居住せしめた。同五月百濟の男女二十一人が帰化した。

五年正月元旦、嘉例により諸王、諸臣、内親王、女王、内命婦等に位を賜わつたが、七日には、わざわざ正広肆百濟王余禪^{アサル}、直大肆遠宝良虞^{トニ}、与^ニ南典^ヲ、優渥なる沙汰をそれぞれ差等をつけて賜わつたのである。更に穂積皇子、川島皇子等と共に、正広肆百濟禪^{アサル}に百戸（前に通じて二百戸）の増封があつた。又、「詔曰・直広肆筑紫史益^{ノマサル}メシ、ヨリノノツカサノフムヒトニ

以清白忠誠不戻怠惰。是故賜食封五十戸、綰十五匹、縣二十五屯、布五十端、稻五千束」又その二月、「賜大学博士上村主百濟大税一千束^ヲ、以勤ニ其学業一也」と帰化人の学者、典を賞しているのは、矢張り彼等の職掌が特殊なものであり、本邦人がそう容易に替わりうる底のものではなく、彼等が果しつつあつた役割の重大さを察知せしめるのである。とは「帝記及び上古諸事」を記定すべく詔勅が発せられ、川島皇子等命をうけてより十年、(天武十年682-691)未だ功成らず、朝廷は恐らくその資料にすべく、八月に十八氏に向つて其祖等の纂記を上進せしめている底の遅々たる段階にあつたのである。換言すれば、当時本邦朝野の才学のレヴェルが猶低く、編述・記定・撰録などという文字文章を駆使して一篇の書を成す事は本邦人にとって余程の難事業であつたために、本邦人のみの手によつて記録された資料に乏しく、又これを基底として巧に構成する才も低かつたのである。五月には百濟の淳武微子が壬申の乱で天武方の為に働いた功により直大参与、依つて、綰布を賜わつた。ここでも帰化人の政争参加のケースを見るのである。九月には音博士大唐統守言、薩弘格、書博士百濟末士善信に銀を人毎に二十両賜わつた。十二月医博士務大參德自珍、呪禁博士木素丁武、沙宅万首に銀を人毎に二十両を賜わつた。

六年十月山田史御形に務広肆を受けた。御形は前に沙門となつて新羅に学問の為留学していた人間である。七年正月に、正広参を以つて百濟王善光に賜い并せて聘物を賜つた。是日に漢人等が踏歌を奏した。

八年正月、漢人奏〔請踏歌〕

九年務広武文忌寸博勢、進広參下訳語諸田等を多禱に派遣した。(ヲサ)

又直大肆を以つて文忌寸赤麿等に贈つた。遣新羅使直広肆小野朝臣毛野、務大式伊吉連博徳等に物を賜つた。博徳はすでに任官し、遣新羅使という重責をもつて外交官として活動しているのである。

十年正月、直大肆を以つて百濟王南典に授けた。直広肆を以つて大泊連百枝に贈り并せて聘物を賜つた。

以上にしばしばみうけられたところであるが、大唐某、百濟王某と名乗り、大唐人、百濟王族が延年逗留している如き印象をすら与える場合もあるのである。それは学者学僧が交替で渡日した遺風も残存しているが、むしろあくまでも大陸風の姓名で通し、その出自を誇る。即ちこの時代までは大陸人たる意識、帰化人の誇高き時代と言えるのである。ところが次第に帰化人たる事を憚り、本邦人と混じ度い欲求をもつて改姓を願い出る者が続出してくるのである。

続記によれば、文武二年正月「京職言・林坊新羅女牟久壳、一産三男二女一事があつたが、朝廷は、これにも矢張り綰五疋、綿五屯、布反、稻五千束、乳母一人を賜わつた。同月、その勤公を賞して、内薬官桑原加都に直広肆を授け姓連を賜わつた。五月には、坂上忌寸老が壬申の軍役に不レ顧ニ生ニ赴ニ社稷之急ニ、出ニ於万死ニ冒ニ國家之難ニであつたが、顯秩を加えざる中に奄爾として隕殖してしまつた往魂を寵して冥路を慰めん為に直広宅及び物を賜うた。壬申の乱、つまり政争に巻きこまれて活躍した帰化人がかなりあつた事を思わせる次第である。

四年三月物化した高僧道照和尚も亦、帰化人である。和尚河内国丹比郡人也。俗姓船連。父惠釈少錦下。と記している。彼は孝徳天

皇白雉四年入唐し、彼の印度まで仏跡探訪の大旅行を敢行して帰国した玄奘三藏に師事して三藏に甚だしく愛されて、彼の有名な西域より将来の鎧子を贈られ、三藏の指導により禅を伝えたが、又三藏以ニ所持舍利經論一を咸授けたため、これを伝來し、元興寺の東南隅に禪院をたてた。彼の死後平城右京禪院に收められた藏書は、多有ニ經論一。書迹楷好不ニ錯誤一と賞讃されたのである。天下行業之徒、從ニ和尙一學レ禪焉、と同時に、彼は後に天下を周遊するや、路傍に井を穿ち、諸津済に船を儲け橋を造つた。山背國宇治橋は和尙の創造する所のものである。つまり、當時日本第一流の宗教家であり、文化百般にわたつての啓蒙家であり、実践家でもあつたのが、これも亦帰化人であつたという事になるのである。

同四年（七〇〇）六月、大宝律令の撰定を十七氏に命じた。その中左の七氏は帰化人である。

直広肆伊岐連博得

務大毫白猪大骨

追大毫黃文連備

田辺史百枝

山口伊美伎大麻呂

進大式田辺史首名

直広肆調伊美伎老人

持統三年の撰善言司の場合に比し、帰化人が圧倒的に多いのである。これには本邦人にも伊余部馬養一漢文小説作家一もいるが、伊伎連博德書をもつ博德、懷風藻の作家たる調老人、田辺百枝、黃文備等の力を借りずにはなしえないことを知悉していたからに外な

らないのである。八月僧通徳、惠俊に勅して還俗せしめ、姓を賜うた。通徳には姓陽侯史、名は久爾曾とし勤広肆を授けた。惠俊には姓吉^{キシ}、名宣^{ハヨロシ}と授け、務広肆に任せられ、その芸を用いたい為であった。この時期になると段々と即ち大陸系氏名より本邦人氏名に変えて来はじめたのである。

大宝元年遣唐使派遣にさいし、その一行中、大祿として進大參錦部連道麿、小祿として進大肆白猪史何麻苗の二帰化人が交じつている。二月丁巳釀奠をはじめて行つた。その丙寅に民官の戸籍を勘ぶる史等を任じた。これにも恐らく帰化人が入つていたと思われるが名を載せていない。又七月壬申の功臣に食封を賜うたが、その中に書直知徳、書直尼麿、黃文造大伴等に一百戸を賜わつた。八月、遣正三品刑部親王、正三位藤原朝臣不比等、從四位下下毛野朝臣古麻呂、從五位下伊吉連博徳、伊余部連馬養一等撰中定律令上。於是始成。大略以ニ淨御原朝庭一為ニ准正一。仍賜レ祿有レ差、の記事により、大宝律令撰定の功が成つたのをしるのである。ところがその八月、詔贈ニ從五位下調忌寸老人正五位^ヲ。以レ預レ撰ニ律令一也と特に老人が昇位せしめられている。これは彼の実際の功績をうかがわしめるに足ると想像される。

二年四月從七位秦忌寸広庭が杜谷樹八尋梓根を献じたので朝廷は使を派遣して伊勢太神宮に奉せしめた。十二月に大祓を廃したが、但東西文部解除如レ常で、歳末に東西文部が例年朝廷の解除に奉仕していた事をしるのである。

三年二月に從四位下毛野朝臣古麻呂等四人、預レ定ニ律令一、宣議ニ功賞一との詔勅が出て、古麻呂及び從五位下伊吉連博徳に賜ニ田十

町封五十戸一、贈正五位上調忌寸老人之男に田十町封百戸、従五位下伊余部連馬養之男に田六町封百戸下賜の沙汰があつた。この詔勅によつて考へてみると、大宝律令の実際の撰定者は、下毛野古麻呂、伊吉博徳、調忌寸老人、伊余部馬養の四人であつたのであるまいか。同二月に従七位下茨田足馬、衣縫造孔子に連姓を賜わつた。七月に「籍帳之設、國家大信、逐時変更許偽必起、宜下以三庚午年(天智九年)籍一為レ定更無中改易上」という詔勅を出しているのは、近來、籍帳の「変更」が行われて、これが目に余る程にたちいたつた事を意味するもので、これと呼応するかの様に帰化人に姓の下賜が行われているのである。これは又、前年九月に「甲子年(天智帝三年)定ニ氏上一時、不ニ所レ載氏ニ令レ被レ賜レ姓者、自ニ伊美君以上、並悉令レ申」と詔勅を発している事と無関係ではない。民間において氏姓が乱れた、とは、由緒ありげな氏姓を他氏のものが好んで名乗るうとする傾向があつたものであろうと想われる。これと符節を合するかの様に帰化人も前代の大陸の出目を誇示する如き氏姓をさける傾向に向つてきて、しきりと姓を賜わり、次いで氏名をすら和風に変改するにいたるのであつて、果ては新撰姓氏録を生むにいたるのである。右は帰化人をこめて当時の民間における氏姓混交の傾向を正そうとする詔勅とみなされるのである。

同年六月には大石王を為三河内守一、以下、五名の地方官を任名したが、その一人に帰化人を発令している。即ち、正五位下黃文連大伴為山背守である。

慶雲元年正月、正六位上文忌寸糸迦迦、従六位下秦忌寸百足、上村

主大石、王敬受、正六位上合忌寸八嶋等に、並に従五位下を授けている。ここ近年、帰化人への叙位任官がしばしばである。それをしばらくみてゆく事としよう。又、二月、従五位上村主百濟に改めて阿刀連を賜わつた。即ち、今迄は姓を賜わつたものが、今後は氏姓を賜わることとなり氏の変改現象も亦顯著に出て來るのである。二年十二月正六位上坂上忌寸忍熊、船連秦勝に従五位下を授けた。四年正月、学士を優遇する意で、正六位下山田史御方に布鍼塩穀を賜わつた。従八位下伊吉連古麻呂等に綿布鍼并穀を下賜した。之は使を絶域に奉ずるを以つて——遣唐使として三月帰朝した功を嘉したものである。六月天皇崩御に際して従五位下黃文連本実等を殯宮の係りとした。十月、従四位下文忌寸禰麻呂卒にさいして勅使を派し正四位上並に綿布を贈つた。壬申の乱の功に依つてである。ここにも政争の渦にまきこまれた帰化人がいるわけである。

和銅元年正月、正六位上阿刀宿禰智徳、高莊子、賈文会、無位金上元に従五位下を授けた。三月、従四位下百濟王南典を備前守と為した。二年正月、正六位上調連淡海等に従五位下を授けた。

三年正月正六位上黃文連益、田辺史比良夫、刀利康嗣、正六位下山田史御方等に従五位下を授けた。四月従五位下山田史方御を周防守に任じた。九月黃文連大伴卒。壬申の功により正四位下追贈し、弔賄せしめた。四年三月正六位上民忌寸袁志比、黃文連備に従五位下、六月、挑文師を諸国に遣して始めて錦綾を織る事を教習せしめた。七月、山背國相樂郡泊部宿禰奈壳が一産ニ三男一嘉賞されてい

さて注目すべきは、十二月に従五位下泊朝臣秋麗が、本姓是阿倍

也。但当ニ石村池辺宮御宇聖朝ニ。秋麻呂ニ世祖比等古臣使ニ高麗國ニ。因郡号レ泊。実非ニ真姓ニ。譜復ニ本姓ニ。と申したてを許可されている事実である。これは秋麿の申したてを信じて——つまり帰化人でないというたてまえにおいてすら——「二世祖」の時代（用明朝）には泊朝臣を称して憚らなかつた。即ち、貴族の子女に韓子、韓媛、百濟、泊等々の名をすらつけてハイカラぶつていた時代であつたから、むしろ誇りをすら感じていた事が、時代が下るにつれて反省的となり、百濟滅亡をめぐる朝鮮半島出兵によつて、国威にいささかの自信を持ち出してきたところへ、前述の如く百濟の亡命者相次ぎ、半島内乱による帰化人が増加するにつれ、本邦人の自意識が抬頭してきて、秋麿の時代（元明朝）に到つては、堪えがたい不快感となつた事を意味するのである。これに呼応して帰化人が争つて本邦人とまぎらわしい氏姓を願い出る事となるのである。

六年正月正六位上大藏忌寸老。錦部連道麻呂。伊吉連古麻呂に從五位下を投げた。四月には調連淡海に從五位上を、六月に又右京人支半于刀。河内国志紀郡人刀母離余觀色奈兩人に並染^ニ作暈緋色^一而献^レ之。というわけでその勞を嘉して両人に授^ニ從八位下一、並賜^ニ純十疋絲四十絣。端。塩十籠。穀一自斛^一うた。

七年正月には從五位上船連甚勝が正五位下、閏二月大目從八位上山口忌寸兄人等は位階を進められた。

靈龜元年正月、百濟王南典等に、從四位上、正五位下百濟王良虞に正五位上、從五位下^{シコソ}台忌寸少麻呂等に從五位上を賜つた。六月、尾張国人外徒八位上席田君通^君、及び新羅人七十四家を美濃國に貰して始めて席田郡を建てた。同月授刀の舎人泊造千金に改めて大泊連を賜わつた。

二年四月壬申の年の功臣十人中、帰化人としては五人、即ち贈大錦下坂上直熊毛が息正六位下宗大、贈大錦下文直成覚が息從七位上古麻呂、贈直大壹文忌寸知徳が息從七位上塙麻呂、贈正四位上文忌寸麻呂等が田を賜わつた、何れも父の功によつてその子息が田を下賜されたのであつて、帰化人がその半数迄も占めているのである。又同月、正五位下船連秦勝を出雲守に任用している。以上一般的に帰化人優遇の状況がわかるのであるが、前述、しばしば帰化人が壬申年ノ功により、加階加封されている記事が散見する事実と相俟つて、帰化人一党が相当壬申の乱に活躍していた事を察知しうるのである。それは帝位争奪の政変に活躍したのであるから、彼等が朝廷に、何事、しかも枢要の位官にあつて、朝廷の内部にも相当強い勢力をはつてゐた事を意味するものである。ところが、この五月、駿河、甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野七国の高麗人千七百九十九人を武藏国に遷し、高麗郡を置いた。ここで考うべきは、朝廷の政務にあずかり、皇位争奪戦争に加担し、外交使節として檜舞台に立ち、或は宗教を興し、民衆を教化救済する高僧、社会事業家、博士といつた、いわば第一流の指導者、政治家階層——第一の階層——として活躍した人々の外に存する帰化人の階層——第二の階層——の存在である。それは群団をなして、いわば入植定住し、準本邦人となつて繁殖して來るのであつて、その身についた何がしかの本邦人よりは高い技能教養——陶部^{すえづくり}、鞍部^{えんべ}、画部^{えがき}、飾部、縫工——を殆んど全国にわたつて、本邦民衆の階層間に浸透させていつた地味な功

勢をもつ階層なのである。縷々見て来た様に、欽明朝に秦人の戸数はすでに七千五十三戸を数えた。京都を中心の大和・河内・山背・難波・近江・播磨・吉備・常陸・駿河・甲斐・相模・武藏・上総・下総・下野・筑紫・紀伊・伊勢・丹波等々の諸国に住みつき、子孫が又分布して行つたのである。常陸に高麗人五十六人、新羅人十四人、五十人を下毛野に、新羅人二十二人を下毛野へと一群団としてすみつかせ、例えば、大和の吳坂、吳原、檜隈部は吳人、添上郡山村に百濟人、高市郡は韓人、(大身狭——百濟人)、小身狭——高麗人、桑原、佐糜、高宮、忍海の漢人(新羅人)、山背国の高麗人、又、河内文直、大和文首と称される程、今又東国七ヶ国の高麗人千七百九十九人を武藏國に移し高麗郡と名づけた程、大量の群団をして定着させたが、その身に技能をわきまえながら、僧形で或は地方民衆の為に住みついていたものが、しばしば召し出され、還俗されられその身の一芸をもつて職掌を与えられている。例えば、山田史御方、(新羅學問僧)は文筆をもつて、政治家となる。持統六年務広肆を挙す。同七年に高麗僧福嘉、文武四年に僧通徳、惠後をそれぞれ陽胡史久爾曾(勤広肆を授く)、吉宜とし(務広肆をさずく)た、為用(其芸)である。大宝元年三月に僧円紀を春日倉首に追大壹に任じているから、文筆をもつて官吏に登用したものであろう。同年八月に僧惠耀、信成、東樓を錄兄麻呂(一陰陽道)、高金藏、王中文(一陰陽道)と本姓に、大宝三年僧隆親を金財(頗涉)二芸術^一。兼知算曆^ヲと、和銅七年に沙門義法を大津連意毘登^一、(占術を用いんが為)という風に還俗させ登用した如きである。

養老元年(七一七)正月、正五位上百濟王良虞に從四位下を授

け、十月加封の沙汰があつた。正六位上大藏忌寸国足、從六位上朝來直賀須夜に從五位下を受けた。十一月、百濟高麗二国の士卒が本国滅亡の乱に遭い聖化に投じた。朝廷は其の絶国域(百濟は六六三、高麗は六六八滅亡)を憐んで給^レ復終^{ヘシム}身しめたのである。

二年正月還俗の王仲文に從五位下を受けた。三年五月無位二人部此人等二人には文忌寸の姓を、從五位下板持史内麻呂等十九人には連の姓を賜わつた。八月には遣新羅使白猪広成等が拝辞した。

四年正月に從五位下民忌寸于志比、山田史三方を從五位上に、(正六位上高向朝臣人足)を從五位下に任じた。二月大隅国守陽侯史麻呂を隼人が反して殺した。五月には白猪史の氏を改めて葛井連の姓を賜わつた。六月丈部黒麻呂等十一人に文忌寸の姓を賜わつた。(何故神別の丈部に文忌寸を賜つたか理由不明、或は母系帰化人か)河内国若江郡の正八位河内手人、刀子作^{アキト}広麻呂に改めて下村主の姓を賜い雜戸の号を免じた。同月に、漆部司令史^{サウクワシ}從八位上丈部路忌寸石勝と直丁秦犬麻呂^{クレハ}は司の漆を盜んだため流罪に断ぜられた。

五年正月從五位下吳爾胡明に從五位上を授けた。從五位上山田史三方、船連大魚、山口忌寸田主、正七位上刀利宣令等十六人に詔して退^レ朝之後令^レ侍^ニ東宮^一、つまり、皇太子の補導役として當時の代表的な文筆家として選ばれた人物中帰化人が四人を占めているのである。又詔曰文人武士、國家所^レ重、医ト方術、古今斯^レ崇、宣^{クテ}擢下於百僚之内、優^ニ遊學業^一、堪^レ為^ニ師範^一者上、特^{セナ}加^賞賜^一、勵^ス後生^甲、因^ク賜^ニ明經第一博士……第二博士正七位上背奈

公行文、調忌寸古麻呂……文章從五位上山田史御方……には各範十

五疋、糸十五絪、布三十端、鍬二十口、竿術正六位上山口忌寸田主、陰陽從五位上大津連首、從五位下王仲文、正六位上志我門連阿禰陀、医術從五位上吉宜、從五位下吳肅胡明、從六位下養朝元、太羊甲許母、正六位下賈受君……に各施十疋、糸十絪、布二十端、鍬二十口、和琴師正七位下忌寸広田各施六疋、糸六絪、布十端、鍬十口を賜わつた。これは、諸学、諸芸獎励の詔勅と、それに基づく生活の資となる現物給与であるが、この時恩賜にあづかつた人員三十九人中、帰化人は十三人以上（帰化人か本邦人か判別不明を除く為）を占めているのである。彼等三十八人は当代一流の諸学者、諸芸人であると思われるが、果せるかな、文筆においては、懷風藻の詩人たる調忌寸老人、背奈行文一（明經第二博士）が名を列ねている。五月に百濟の沙門道藏が齡八十を越えたので詔勅により、所司は四時物を施すべく、施五疋、綿十屯、布三十端が贈られた。同年從四位上百濟王南典を播磨按察使とした。

六年二月、矢集宿禰以下從六位下陽胡史真身に四町、大倭忌寸小東人、塩屋連、正八位下百濟人成に四町を賜うた。始以下撰二律令一功上也といふ。さては矢集宿禰以下の五人も亦律令撰定上實際の功勞者であつた事を知ると共に、その中、少くとも二人（何れか不明を除く）の帰化人が関係して撰定した事を知るのである。

三月伊賀国金作部東人、伊勢国金作部牟良、忍漢人安得、近江国飽波漢人伊太須、韓鋤治百島、忍海部太須、丹波国韓鋤治首法麻呂、播磨国忍海漢人麻呂、韓鋤治百依、紀伊国韓鋤治杭田、鎧作名床等合七十二戸、雖三姓涉二雜工^{ルトニ}、而尋^{ルニ}要本源^ヲ、元來不^レ預^二雜戸^ヲ。

セテ
カズノ

之色^ニ、因除^ニ其号^ニ、並從^{ハシム}公戸^ニ：これによつて逆に考える事が許されるならば雜工を名乗つた祖等が、諸国に所謂韓鋤治が住みついていた事が察知されるのである。同四月周防国前守從五位上山田史御方が學識の為に地方官在職中の犯罪を許された。同月、王元中が始めて飛舟を製作して献上した。天皇嘉歎して從五位下を賜うた。七年正月、從四位上百濟王南典に正四位下、從五位上調連淡海には正五位上、正六位下船連大魚、志加門連阿彌陀、高金藏には並に從五位下を授けた。

神龜元年二月從五位下大藏忌寸老には從五位上を、從八位下錦部安麻呂、外正八位上史部虫麻呂並外從五位下を授けた。

五月辛未、從五位上薩妙觀賜二姓河上忌寸、從七位下王吉勝新城連。正八位上高正勝、三笠連。從八位上高益信、男塚連。從五位上吉宜、從五位下吉智首。並吉田連。從五位下能兄麻呂、林連。正六位下賈受君、神前連。正六位下樂浪河内、高丘連。正七位上四比忠勇、椎野連。正七位上荊軻武、香山連。從六位上金宅良、金元吉、並國看連。正七位下高昌武、殖櫻連。從七位上王多宝蓋山連。勲十二等高祿德、清原連。无位猶禱乎理和久古衆連。從五位下吳肅胡明、御立連。正六位上物部用善、物部射園連。正六位上久米奈保麻呂、久米連。正六位下賓難大足、長丘連。正六位下脚巨茂、城上連。從六位下谷那庚受、難波連。正八位上答本陽春麻田連。

ニヒキ
ミカナヤマノ
カゴヤマノ
コキシ
コスバ
タホノ

帰化人二十四氏に本邦人らしい新姓を下賜された。即ち、今迄は連・宿禰・忌寸・等といった姓のみを下賜されたのであるが、それはいわば家柄の昇格にすぎなかつたのである。それが一時に、しかも大量、本邦人にまがう如き氏姓・清原・麻田・難波等々の新姓を賜わつた事は、一見帰化人らしい金、王、高、等々といった姓をいつて、本邦人と同じ姓をねがう欲求が彼等にあつたからの下賜であると言わねばなるまいと思うのである。

二年丁巳。和徳史龍麻呂等三十八人。賜ニ姓大県史_{クラヒト}。秋七月丙戌。

河内国丹比郡人正八位下川原椋人子虫等四十六人。賜ニ河原史姓_{エビシ}。その後も昇任の事例は三年春正月、正六位……秦忌寸足国、葛井連毛人_{エビシ}……並從五位下……等々年々多い。

天平二年三月、太政官奏讐。……但見ニ諸博士_一。年齒衰老。若不_二教授_二。恐致_二絶業_一。望仰。吉田連宜。大津連首。御立連清道。

難波連吉成。山口忌寸田主。……等七人。各取ニ弟子_一。將令レ習レ業。其時服食料亦准ニ大学生_一。其生徒陰陽医術各三人。曜曆各二人。又諸蕃異域。風俗不_レ同。若無ニ訳語_一。難ニ以通_一レ事。仍仰ニ粟田

朝臣馬養_{メント云々}……陽胡史真身。秦朝元。文元貞等五人_一。各取ニ弟子二人_一。令レ習ニ漢語_一者。詔並許之。つまり一種の選学生制度であり。その師には帰化人が多い事、漢語習得の難が、未だにその業の大成に壁をなしてゐる事をしるのである。これに次いで三年雅樂寮の定員を定めた。大唐樂三十九人、百濟樂二十六人、高麗樂八人、新羅樂

四人、度羅樂六十二人、諸縣舞八人、筑紫舞二十人、其大唐ノ樂生は不レ言ニ夏蕃_一。取下堪ニ教習_一者上。百濟、高麗、新羅等樂生、並取ニ當蕃堪レ樂者_一……の際にも言える事であつて、當蕃堪レ學者を採用するといわざるをえない。つまりそれ程、百濟、新羅、高麗、オリジンの、つまりそのままの姿の用語、科白で伝わつていた事を物語つてゐるのである。

五年六月、武藏国埼玉郡新羅人德師等男女五十三人依レ請為ニ金姓_一。

六年三月、散位從四位下百濟王遠宝卒。

八年七月、入唐副使從五位上中臣名代等。率ニ唐人三人波斯一人_{ハジ}拜朝_ス。冬十月施ニ唐僧道場_{ヤコノ}。波羅門僧菩提等時服_{トコソ}。……唐人甫東朝_{ハシマツ}、波斯人李密_ミ医等授レ位有レ差。

十一年正月（无位陽胡女王_{ハシマツ}……並從四位下（どうもこの陽胡女王の母系に陽胡氏の女はあるまいかと疑う）

十二年三月百濟王等が風俗樂を奏した。從五位下百濟王慈敬に從五位上、正六位上_{ハシマツ}百濟王全福に從五位下を授けた。十月廣嗣の乱で軍兵をおこした際、徵ニ發騎兵、東西史部、奏忌寸等惣四百人_一といふ、一朝有事の際に役立つ朝廷方の腹臣となつてゐるのである。

十三年、從五位下百濟王孝忠を遠江守、外從五位下陽侯史真身を但馬守、從五位上_{ハシマツ}百濟王慈敬を宮内大輔に任じた。散位外從五位下高岳連河内、主税頭外從五位下文忌寸黒麻呂等をして京都の百姓に宅地を班給せしめた。十二月、外從五位下秦前大魚を參河守とし

十六年二月天皇は安曇の江に幸して松林を遊覧した。その際亦、百濟王等が百濟樂を奏した。よつて詔して无位百濟王女天に從四位下を從五位上百濟王慈敬、從五位下孝忠、金福に並に正五位下を授けられている。この辺よりどうも百濟と朝廷の関係が密接になつてゐるのである。

十七年正月、難福子・田辺史高額を外從五位下、黃文連許志を外正五位下に任じた。又行基法師を大僧正とした。五月、筑前・筑後、豊前・豊後、肥前・肥後、日田七国無姓人等賜三所レ願姓一、こ

うなると、由緒の混乱はさけられないものである。九月、正五位下百濟王全福を尾張守、從五位下田辺史高額を参河守となした。

十八年、從五位下百濟王教福を上総守とした。以下地方官任命も多くなつていくのである。行基大僧正は日本國現報善惡靈異記（中巻七）によれば、俗姓越史、越後國頸城郡人であり、母は和泉国大鳥郡人、蜂田薬師——（姓氏錄云、吳主孫權王之後也）、という帰化人の子孫である。四百人の出家を施し、靈異神驗触類而多く、時人行基菩薩と号した。當止之處皆道場を建立し、畿内に凡そ四十九所、諸道にも往々あり、弟子が相ついで守つた事は史上有名である。行基といい鑑真といい帰化の高僧の教化力は強く、ことに行基は民間の尊信をあつめた。不知不識その事は行基的思考、感じ方の浸透を意味するのである。つまり一般文化の水準を帰化人の行基的に引きあげる事なのである。

天平（二十一年）感宝元年四月東大寺行幸後の叙任において、從五位上百濟王教福に從三位を授けられた彼が「同四月に陸奥守從三位百濟王教福貢三黃金九百両」。勝宝二年從三位宮内侍となつた。勝宝六年、遣唐副使大伴宿禰古麻呂帰朝について唐僧鑑真法進等

八人来朝。

八年太上天皇の疾により、和上鑑真、小僧都良弁、華嚴講師慈訓、安覺、大唐僧律師法進、法華寺の律師鎮慶への尊信あつく、殊に六月には太上天皇供御米鹽之類、宜下充ニ唐和上鑑真禪師。法榮二人一。永令中供養上焉という事となつた。

又天平宝字元年從三位百濟王敬福、從四位上高麗朝臣福信等が山作司に、外從五位下大藏忌寸麻呂等を造方相司、と帰化人の任官も多い。

七月に四王及び、小野東人、答本忠節、橘奈良麻呂、大伴古麻呂等の謀叛に際し、一味の答本は帰化人であるが、その追捕に当つた高麗斯王福信、出雲守從三位百濟王教福等も帰化人である。

八月の詔勅に「奈良麻呂兵起被雇多利ハタモ乎秦等鑿遠流賜今遣秦等者悪心無而清明心持而仕奉宣」と秦一族にとつてすらも官賊両方に駆使されているのである。

同年太政官奏曰……乙巳以来人々立功。各得二封賞仁大上中下雖レ載二令条一。の功田記文或は其品を落している為、今比較議定せしめた中に、文忌寸彌麻呂、同智悠、調忌子老人、五位上伊吉連博徳、贈正四位下黃文連大伴、小綿下文直成覚、正六位百濟人成、從五位下陽胡史真身、贈大綿下坂上直熊毛等々と相当数、即ち全体の約10/42に上つてゐるのである。

二年三月、内薬司佑兼出雲國員外掾正六位上難波薬師奈良等十人言。奈良等遠祖德来。本高麗人。帰百濟國。昔泊瀬朝倉朝廷雄略詔三百濟國一。訪ニ求才人一。爰以ニ德來一貢ニ進聖朝一。德來五世孫惠日。小治田朝廷古御世。被レ遣ニ大唐一。學ニ得医術一。因号ニ藥

師。遂以爲姓。今愚闇子孫。不論男女。共蒙藥師之姓。竊恐二名實錯亂。伏願改三藥師字。蒙難波連。許之。これが七月に從七位上葛井連惠文、正六位上味淳龍丘。難波連奈良並授外從五位下。六月に太宰陰陽師從六位下余益人。造法華寺判官從六位下養東人等四人賜三百濟朝臣姓。越後日正七位上高麗使主馬養。内侍典侍從五位下高麗使主淨日等五人多可連。散位大屬正六從上猶広足。散位正八位下猶淨成等四人長背連。

六月乙丑。大和國葛上郡人從八位上桑原史年足等男女九十六人。近江國神崎郡人正八位下桑原史人勝等男女一千一百五十五人同言曰。伏奉去天平勝宝九歲五月二十六日勅書二傳。內大臣鑑太政大臣不比之名不得稱者。今年足人勝等先祖後漢苗裔鄧言興并帝利等。於二難波高津宮御宇天皇仁之世。転自三高麗。帰化聖境。本是同祖今分三數姓。望請依勅一改三史字。因蒙同姓。於桑原史。大友桑原史。大友史。大友部史。桑原史戸。史戸六氏に同じく桑原直姓。船史船直姓を賜わつたのである。次いで三年十二月壬寅、外從五位下山田史白金。外從五位下忌部首里麻呂等七十四人賜姓連。山田史広名。忌部首虫麻呂。壱岐史山守等四百三人賜姓造。

五年三月庚子、百濟人余民善女等四人賜姓百濟公。韓遠智等四人中山連。王國島等五人楊津連。甘良東人等三人清篠連。刀利甲斐麻呂等七人丘上連。戸清道等四人松井連。憶頼子老等四十一人石野連。竹志麻呂等四人坂原連。圭阿内等二人清端連。キヨセノオクラノ人春野連。高牛養等八人淨野造。卓果智等二人御池造。延爾豐成等

四人長沼造。伊志麻呂福地造。陽麻呂高代造。烏那龍神水雄造。科野支麻呂等二人清田造。斯蘿因足等二人清海造。佐魯牛養等三人小川造。王宝受等四人楊津造。答他伊奈麻呂等五人中野造。調阿氣麻呂等二十人豐田造。高麗人達沙仁德等二人朝日連。上部王虫麻呂豊原連。前部高久信福富連。前部自公等六人郷坂連。後部王安成等二人高里連。後部高吳野大井連。上部王彌夜大理等十人豊原造。前部選理等三人柿井造。上部君足等二人雄坂造。新羅人新良木舍姓県麻呂等七人清住造。須布呂比滿麻呂等十三人狩高造。漢人伯德広足等六人雲梯連。ウナデノ伯德諸足等二人雲梯造。

と大量の倭風の氏姓下賜が引きつづき行われてゐるのである。

十一月、從三位百濟王敬福為南海道使。ところが、彼の配下に副二人、判官四人、錄事四人をもち、……紀伊、阿波、讃岐、伊予、土佐、播磨、美作、備前、備中、備後、安芸、周防等十二国。檢定一百二十一隻。兵士一万二千五百人。子弟六十二人。水手四千九百二十人を統べた。これは當時帰朝文化人で有為の人材として重視されていた政治家吉備朝臣真備が、為南海道使、副二人、判官四人、錄事四人で筑前、筑後、肥後、豊前、豊後、日向、大隅、薩摩等八国、検定船一百二十一隻、兵士一万二千五百人、子弟六十二人、水手四千九百二十人と全く同列であつて、なかなかの重任についている事を知るのであり、朝廷の信頼の程が察知される次第である。十月、武藏介從五位下高麗朝臣大山を遣唐使となす。正六位上伊吉連益麻呂を副使とし、翌六年十二月帰朝。高麗朝臣大山に正五位下、副使節——に外從五位下を贈る。同年十二月、唐人外從五位下李元環賜姓李忌寸。

八年、淳仁天皇を廢する際、高野天皇遣三兵部卿和氣王、左兵衛督山村工、外衛大将百濟王教福等率二兵数百、西中宮院一……と、いう風に百濟の亡命王族敬福が政争のただ中で非常に活躍しているのである。

天平神護元年、正六位上百濟王利善、百濟王信上、百濟王文鏡に並に從五位下を授く、從六位上百濟王文貞等三人賜爵人有差、と此の處近年百濟王の一族が頻繁に數多爵位を授与されているのも、百濟王教福等を筆頭とする百濟王族が帰化人中最有力であつたのらしい。ところが、天平神護二年、刑部卿從三位百濟王敬福薨。其先者出レ自百濟國慈王。慈王がその子豊璋、禪廣王を舒明朝に遣した。義慈王が唐に亡ぼされ、兄豊璋が逐われて亡命したため禪廣王は帰国せず、本邦にすみついた。その第三子である。放縱不拘。頗好酒色。……家無余財。然性了弁。有政事量。感神聖武皇帝殊加寵遇。……薨時年六十九……。

と、彼が陸奥守たりし時「盧舍那銅像」の冶鑄に塗金が不足していいたところ、陸奥國より駆を馳せて小田郡より所出の黄金九百両を献じ、從三位を授けられ、(我国黄金從此始出焉)宮内卿、河出守、常陸守、右大弁、出雲、讚岐、伊予守、刑部卿と歴任したという華やかな生活と、彼の祖国滅亡など先祖の亡命に言及し、政事の量ありと讃える所よりすると、彼が當時第一流の人物であつた事、それ相當に遇せられたことをしるのである。十月、授從五位下李忌寸元環從五位上。正六位上袁晋卿從六位上。皇甫東朝。皇甫昇女並從五位下。以三舍利会奏唐樂也。十二月、大和国人正八位下秦勝古麻呂等四人賜姓秦忌寸。

神護景雲二年三月、左京人外從五位下楊胡毗登人麻呂等男女十四人賜姓楊胡忌寸。正八位上秦忌寸弟麻呂、並授從五位下。

同年四月、授女婿正六位下百濟王清仁從五位下。……外從五位下内藏忌寸若人為員外介。六月庚子内藏頭兼大外記遠江守從四位下高丘祿比良麻呂卒。其祖沙門詠。近江朝歲次癸亥天智二年自三百濟歸化。父樂浪河内。正五位下大學頭。神龜元年。改為高丘連。比良麻呂少遊二大学。涉覽書記。歷任大外記。授外從五位下。宝字八年。以告仲滿變。授從四位下。景雲元年賜姓宿禰。ここでも帰化人が政争に躍つてゐるのをしる。同三年摂津の秦人らに秦ノ井手忌寸、秦忌寸を賜うた。宝龜元年三月には、葛井。船。津文。武生。藏の六氏の男女二百三十人が歌垣をつかえまつた。其服装は凡て青摺細布衣をつけ、紅の長紐を垂れた。男女相並んで行を分つて徐ろに進行して歌い舞つたと言う。するところの歌垣の性格、様式が問題になつてくるのである。

四月、正六位上船連淨足。東人。虫麻呂三人。族中長老。率奉歌垣。並授三外從五位下。以東人、為攝津大進。七月己丑又、今良イママキリ大目東人子秋麻呂等六十八人に櫛前。若桜部。津守部。真髮部。石上部。丈部。桑原部。置始部。宇治部。大宅部。丸部。秦部。林部。穂積部。調使部。伊福部。采女部。額田部。上村主の湯坐部。壬生部。といふ姓を賜わつてゐるのである。

三年四月、正四位下近衛員外中將兼安芸守勲二等坂上大忌寸刈田麻呂等言。以檜前忌寸。任大和國高市郡司。元由者先祖阿智使臣。輕島豐明宮馭宇天皇神御也。率三十七県人夫帰化。詔賜高市郡檜前村而居焉。凡高市郡内者。檜前忌寸及十七県人夫滿地而居。他姓者十而一二焉。是以天平元年十一月十五日。從五位上民

忌寸袁志比等申其所由。天平三年。以内藏少属從八位上藏垣忌寸家麻呂一任少領。天平十一年。家麻呂転三大領。以從八位下莫位真士麻呂一十六人。並賜姓清津造。左京人從六位下斯藤行蚊屋忌寸子虫一任少領。神護元年。以外正七位上文山口忌寸公麻呂一任二大領。今此人等被任郡司。不必伝三子孫。而三腹遙任。四世于今。奉勅宣下真レ勘二譜第一。聽上任郡司。當時大和國高市郡を帰化人が占居していた。事実、就中、應神朝以來、檜前忌寸と十七県の人々が繁殖していた。しかも自分達帰化人官僚によつて治めていた事をしりうるのである。

五年十月散位從四位下國中連公麻呂卒。本是百濟国人也。其祖父德率國骨福。近江朝庭歲次癸亥_{天智二年}屬本蕃喪乱帰化。天平年中。聖武皇帝癸弘願。造廬舍那銅像。其長五丈。當時鑄工無敢加手者。公麻呂頗有巧思。竟成其功。以労遂授四位。

官至三造東大寺次官兼但馬員外介。宝字二年。以居二大和國葛下郡國中村。故に地名に因つて氏を國中とした。

八年正月左京人從七位上田辺史広本等五十四人賜姓上毛野公

三月百濟筆候師正六位上難金信に外從五位下を授く。外從五位下志我閑造東人に連の姓を賜わつた。

九年十二月、玄蕃頭從五位上袁晋卿に清村宿禰を賜る。晋卿は唐人である。天平七年隨我朝使帰朝。時年十八九。學得文選爾雅音。為大学音博士。後に大学の頭、兼安房守となつた人材である。

十年三月、從三位高麗朝臣福信に姓高倉朝臣を賜わつた。

十一年三月、授命婦正五位上百濟王明信從四位下。

五月甲戌。左京人從六位下莫位百足等一十四人。右京人大初位下

莫位真士麻呂一十六人。並賜姓清津造。左京人從六位下斯藤行麻呂賜姓清海造。右京人從七位下燕乙麻呂等一十六人並賜姓御山造。正八位上韓男成等二人賜姓廣海造。武藏國新羅郡人沙良真熊等二人賜姓廣岡造。攝津國豐島郡人韓人、稻村等一十八人賜姓豊津造。と、倭風の氏姓が頻繁に帰化人に対して下賜されているのを見るのである。十二月甲午。唐人從五位下沈惟岳賜姓清海宿禰附左京。同月、陸奥鎮守副將軍從五位上百濟工俊哲等言。己等為賊被圍。兵疲矢尽。而祈桃生白河等ノ神十社。乃得潰圍。自非神力。何存軍士。請預弊社。許之。帰化人の將軍が東国の神社を信仰し国幣社に昇格の運動をしたのである。

注二倭漢木津忌寸一。而誤記二倭漢忌寸木津一。姓家繁多。唱道不レ
穩。望請。除三倭漢二家一。為三木津忌寸一。許レ之。十二月、近江
坂国田郡人少初位上比瑠臣麻呂等。改三本姓一。賜三淨原臣一。

二年正月、授二女婿無位和史家吉外從五位下一。

十月、天皇交野に幸し、國郡司及び行宮附近の高年者、隨從の者
に賞を賜わつた際、施三百濟寺近江播磨二國正稅各五千束一。授三正
五位上百濟王利善從四位下。從五位上百濟王武鏡正五位下。從五位
下百濟王元德。百濟王玄鏡並從五位上。從四位上百濟王明信正四位
下、正四位上百濟王真実從五位下を授けていた。十一月に明信は更
に正四位上を授かる。この様に百濟王族が著しく優遇されているの
である。これには理由があるのである。

三年二月、女婿五位百濟王真德從五位下を賜わる。唐人正六位上
孟惠芝。正六位上張道光等。賜二姓嵩山忌寸一。正六位下吾稅兒賜三
永國忌寸一。九月、授二命婦外正五位下刑部直家名從五位下一。

四年正月、百濟王明俊正八位上。六月、右衛士督從三位兼下總守

坂上大忌寸刈田麻呂上表言。臣等本是後漢靈帝之曾孫阿智王之後也。
漢祚遷レ魏。阿智王因二神牛教一出所二帶方一。爰建二國邑二育二其人
庶一後召二父兄一告曰。吾聞二東國有二聖主一……即携二女弟迁興德及
七姓氏一。帰化來朝、是即晉田天皇仁……。阿智王奏請して旧居帶
方にある人民男女皆才芸あり。近來高麗百濟間不穏、願わくば使を
遣して追召之一（勅遣臣八腹氏を派遣）といつて、許されて來朝、
すみつき、今に及んでいた。今在二諸國一漢人亦この後である。……
：改三忌寸一。改蒙二賜宿禰姓一……坂上、内藏、平田、大藏、文、
後也。因以奉レ謚焉。即ち、帰化人が后妃（追贈の皇太后）となり

調、文部、谷、民、佐太、山口等忌寸の十六人に姓宿禰を下賜され
た。この坂上大忌寸刈田麻呂も五年正月に薨じたが、恵美仲麻呂の
乱に大功があり、後陸奥鎮守將軍となり、弓馬をよくし、天皇に
「寵過優厚」されたという。坂上大宿禰田村麻呂はその子である。主
人は率三百濟王等一奏三種種之樂一した。授三從五位上百濟王玄鏡。
……正五位下。正六位上百濟王元真、善貞、忠信。並五位下。……
無位百濟王明本從五位下。と、ここでも君側に百濟人が侍し、叙位
がしきりである。この主人藤繼繩の妻は帝の「寵渥」した尙侍百濟
王明信であつた。

七年、唐人馬清朝賜二姓新長忌寸一。

八年、散位從三位高倉朝臣福信薨。福信武藏國高麗郡人也。本姓
背奈。其祖福得屬二唐將李勣一。拔三平壤城一。來二歸國家一。居三武
藏一焉。福信即福德之孫也。唐人も高位に昇りえたものがあるのを
しる。

延暦八年十二月乙未。皇太后崩……上レ謚曰二天高知日之子姫
尊一。壬子葬二永大枝山陵一。皇太后姓和氏。諱新笠。贈正一位乙繼
之女也。母贈正一位大枝朝臣真妹。后先出レ自二百濟武寧王之子純
陁太子一。皇后容德淑茂。夙著二声誉一。天宗高紹天皇龍潛之日。媾
而納焉。生二今上。早良親王。能登内親王一。宝龜中。改レ姓為二高
野朝臣一。今上即位。尊為二太夫人一。九年追二上尊号一。曰二皇太
后一。其百濟遠祖都慕王者。河伯之女感二日精一而所生。皇太后即其
後也。因以奉レ謚焉。即ち、帰化人が后妃（追贈の皇太后）となり

帝を生む事となつた。帰化人はいく所まで行きついたのである。

九年七月辛巳。左中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞。治部少輔從五位下百濟王元信。中衛少將從五位下百濟王忠信。図書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊予守津連真道等上レ表言。真道等本系出自百濟國貴須王。貴須王者百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者。日神降レ靈。奄夫余而開國。天帝授レ籙。惣諸韓而称レ王。降及近背古王。遙慕聖化。始聘貴國。是則神功皇后摄政之年也。其後……応神天皇。命上毛野氏遠祖荒田別。使於百濟搜聘有識者。國主貴須王恭奉使言。捉採宗族。遣其孫辰孫王一名智宗王隨使入朝。天里嘉焉。特加寵命。以為皇太子之師。於是始伝書籍。大闡儒風。文教之興。誠在於此。……仁德天皇。以辰孫王長子太阿郎王為近侍。太阿郎王子亥陽君。亥陽君子午定君。午定君生三男。長子味沙仲子辰爾。季子麻呂。從此而別。始為三姓。各因所レ職。以命氏焉。葛井。船。津連等即是也。逮于他田朝御宇敏達天皇御世。高麗國遣使上鳥羽之表。群臣諸司莫之能讀。而辰爾進取其表。能讀巧写。詳奏表文。天皇嘉其篤學。深加賞歎。詔曰。勤乎懿哉。汝若不愛学。誰能解レ讀。……宜從今始近侍殿中。既而又詔東西諸史曰。汝等雖レ衆。不及辰爾。……真道等先祖。委質聖朝。年代深遠。家伝文雅之業。於族掌。西辯之職。真道等生逢昌連。預沐天恩。伏望改換連姓。蒙賜朝臣。於是勅因居賜姓菅野朝臣。

十年正月癸酉。春宮亮從正五位下葛井連道依。主稅大屬從六位下船連今道等言。葛井。船。津連等。本出二祖。別為三氏。而今津連

等幸隅昌運。先賜朝臣。而道依今道等猶滯連姓。……詔許之。道依等八人賜姓宿禰。今道等八人因居賜姓宮原宿禰。

即ち九年十年と相前後して、百濟國貴須王を祖とする三系（午定君の三子、味沙・辰爾・麻呂の子孫）が、葛井・船・津の連を称して、いたが再度氏姓を乞うて菅原朝臣・宮原宿禰と言う、いかにも本邦人らしい氏姓を下賜されたのである。

夏四月、左大史正六位上文忌寸最弟。播磨少目正八位上武生連真

象等言。文忌寸等元有二家。東文称直。西文号レ首。相比行レ事。

其來遠焉。今東文挙家既登宿禰。西文漏レ恩猶沈忌寸。……有レ勅責其本系。最弟等言。漢高帝之後曰レ鸞。鸞之後王狗転至百濟。百濟久素王時。聖朝遣使徵召文人。久素王即以狗孫

王仁貢焉。是文武生等之祖也。於是最弟及真象等八人賜姓宿禰。

これは、百濟系帰化人三系統（葛井、船、津連）が津連一人菅原朝臣に昇格したのを不満とし、他の二氏が運動して宮原朝臣となつたのと全く同じ事情で、漢高帝の子孫を名乗る東西文忌寸が、東文が宿禰に昇つたのをみて西文が運動をし宿禰となつた事例である。同年代百濟王難波姫が川原ノ女王・吳國ノ女王らと共に從五位下を授けられている。後宮としての叙任と思われるのである。

十五年十一月、從五位上百濟王孝法。百濟王惠信。錦部連真奴。等位田。宜准レ男給之。

右三人は帰化人の三女子であつて、その彼女達が後宮に納れられたものであろう。

十六年正月、能登國羽昨。能登。二郡沒官田井野七十七町賜。尙侍從三位百濟王明信。翌年正三位にと、明信が甚だ優遇されて

いるのである。又、従四位下百濟王玄鏡に従四位上を、正六位百濟王聰哲、従五位上、錦部連春人、民忌寸広成、山口忌寸諸上、林宿禰沙婆、に従五位下を外従五位下百濟王勝を安房守に、従五位下百濟王聰哲を出羽守に、長岡京地一町賜、従四位下菅野朝臣真道等々近時目立つて帰化人の叙任が多い。

十八年十二月も亦帰化人が氏姓の改変を申し出て『悉聽許之』しているのである。しかも地方在住大多数の帰化人である事に注意したいと思う。甲斐国企瀬若重、久信鷗長等一百九十八人言。己等元是

百濟人也天平勝宝九歳四月四日の勅『其高麗百濟、新羅人情願姓、悉聽許之』に依つて改姓を申し出、石川、広石野を賜わり、信濃國

人外従六位下封妻真老。後部黒足。前部黒麻呂。前部佐根人。下部

奈弓麻呂。前部秋足。小県郡人无位上部豊人。下部文代。高麗家繼。高麗繼樁。前部貞麻呂。上部色布知シゴブチ等も亦。己等先高麗人也。

去天平勝宝九歳四月四日勅。によつて氏姓を改めし、賜二真老等姓須々岐。黒足等姓豊岡。黒麻呂姓村上。秋足等姓篠井。豊人等姓玉川。文代等姓清岡。家繼等姓御井。貞麻呂姓朝治。色布知姓玉井一らんと乞うた。

廿三年正月、刑部卿陸奥出羽守按察使従三位坂上大宿禰田村麻呂が征夷大將軍となつた。

四月、中納言従三位和朝臣家麻呂薨。贈従二位大納言。家麻呂。贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也。其先百濟国人也。為レ人木訥。無才学。以三帝外戚。特被擢進。蕃人入相府。自此始焉。可レ謂三人位有レ余。天爵不一レ足。其雖レ居二貴職。逢二故人者。不レ嫌二其賤。握手相語。見者感焉。時年七十一。

蕃人であつて相府に入る者はこれより起る。帝の外戚の故を以て

擢進させられた、という両事は重大である。つまり百濟帰化人（家麻呂の兄）高野乙継の女、高野御笠が光仁帝の後宮に入り、前述の如く、皇太子、親王、内親王を生み、これが即位して桓武帝となつたわけで、皇室に明瞭に百濟帰化人の血が流れこんで来たのである。光仁、桓武以来殊に後宮に帰化人系が多くなつた。就中、百濟人系が今迄詳細にみてきた如く、叙任がしばしばであり、男女共に政界、後宮に勢をもつてきているわけはここに存するのである。

廿三年七月、紀朝臣内子、川上朝臣真奴従に五位上、百濟王惠信に正五位上を无位坂上大宿禰春子に従五位上を授く。これも亦帰化人にして後宮に入つたものである。

天皇諱山部。天宗高紹天皇光仁之長子也。母曰高野大皇太后笠新。……不レ好ニ文華ニ。と天皇崩するに際して後記は記している。

大同三年六月、散位従三位藤原朝臣乙穀薨じたが、彼は右大臣従一位豊成之孫。右大臣贈従一位継繩之子也。母尙侍百濟王明信被二帝寵渥。乙穀以二父母之故頻歴三顯要。至三中納言。姓頑驕好二妾馬。云々。と明信が帝に寵渥せられた事、それが子に及んだ事を記す筆は辛辣である。

この時正五位下百濟王聰哲為三刑部大輔。越後守如レ故。鎮守府將軍従五位下百濟王教俊為兼陸奥介。従五位下坂上大宿禰大野為權介。従五位上坂上大宿禰石津麻呂為右馬頭。百濟系の任官式づづく。

弘仁六年正月、正五位下大原真人淨子従四位下。外従五位下凡直古刀自従五位下らとともに従八位下の百濟宿禰四千子が従五位下に

叙せられている。後宮に入った百濟人の叙位である。

二月庚申、百濟王等奉獻。五位已上并六位下及百濟王等賜祿有レ差。承和年中も无位百濟王永琳が從五位下に百濟王慶苑、百濟王元仁元仁是婦人也が從五位下に叙せられるのをはじめ、高麗人子孫が常澄宿禰、高岑宿禰を、百濟人が春沢史を賜わる等、叙位、改姓の事例が多いのである。

八年從四位下百濟王慶仲卒の条で続後紀は「慶仲者、百濟氏中適用之人也。雖非二大器一。有二更幹声一。……諸大夫中以二壯健一称。嘗自二東国入都。路到二渡頭争レ船處一。有二傑黠人。率レ党而一來。驅逐諸人一。不レ許俱渡一。諸人畏レ之。不二敢抗論一。慶仲一揚レ鞭打レ之。額皮剝垂而覆レ面。惑而仆伏。其党亦退。諸人大悦。棹レ舟競渡。という逸話をのせてある。田村麌につづく壯健の人である。ここで百濟氏中適用の人といふ批判は、當時百濟系帰化人が天皇がそれとの混血児であつたために後宮政界に優遇された。百濟人のその任にあらずして高祿を食むものが多かつた中で、諸人に尊敬された慶仲を稀なる任相応の人材と貞觀十一年（八六九）の撰者らの鑑識が批判したものであろう。

十四年十月。二品有智子内親王薨。内親王者。先太上天皇嵯峨幸姫王氏所誕育也。頗涉史漢。兼善屬文。元為加茂斎院。弘仁十四年春二月。天皇幸斎院花宴。俾下文人上賦春日山庄詩。各探勒韻。公主探得塘光行蒼。即瀝筆曰。寂々幽庄山樹裏。仙興一降一池塘。栖林孤島識春沢。隱澗寒花見日光。泉声近報初雷響。山色高晴暮雨行。從此知恩顧渥。坐涯何以答穹蒼。天皇歎之。授三品。

于時年十七。是日。天皇書懷。賜公主曰。忝以文章著邦家。莫下將榮樂。夙中煙霞。即今永抱幽貞意。無事終須遣。歲華一。尋賜下召文人料封百戸上。天長十年叙三品。性貞潔。居于嵯峨西庄。薨時春秋四十一。

即ち、かの文人で著名な有智子内親王も亦、続日本後紀に依るかぎり嵯峨帝と王氏との混血児である。

その十二月、從五位上百濟王慶世が斎院の長官となつた。

嘉詳二年正月、外從五位下秦忌寸福代、櫛井鳴公、良岑朝臣清風、正六位上蕃良朝臣豐持、百濟宿禰康保、太秦公正六位上内藏朝臣高守らが從五位下になり、正六位上孝志公吉野外從五位下。无位坂上大宿禰定子が田口朝臣美濃子らと共に從五位下（後宮）……菅野朝臣繼門が參河守一となつてゐる。

同月丁丑、尙侍從三位百濟王慶命薨。有勅。実に從一位一を贈ら
れでいるのである。

十一月の正四位下笠朝臣繼子從三位。正五位下秋篠朝臣京子從四位下、從五位上大原真人全子正五位下に比較してその優遇ぶりが並外れたものである事をしるのである。

三年、太宰帥三品葛井親王薨。親王。桓武天皇第十二子也。母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女。從四位下春子也。親王幼而機警謝礼を観、天皇戲語親王。当執弓矢。時年十二。応詔而起。再發再中であつたため、時外祖父田村麻呂亦侍坐。驚動喜。躍不能自己。即起座。抱親王而舞。進曰。臣嘗將數十万之衆。征討東夷。所向無敵。自料勇略。兵術多所不究。今親王年在韶齡。武伎如此。愚臣非所能及。天皇大嗟曰。

將軍褒^ニ楊外孫^一。何是過多。親王耽^ニ愛声樂^一。殊翫^ニ竹管^一。晩年

好^レ酒。志在讌樂。略日連夜。淵醉忘^レ疲親王有^ニ子廿余人^一。即

ち、桓武、嵯峨朝一八・九世紀の朝野に声望の高かつた帰化人坂上

田村麻呂の愛孫を父にもつ子女廿余人が九世紀日本の社会に皇族と

して、上流貴族階級の間に又子孫を生み拡がつていつたのである。

仁寿元年九月甲戌。散事從四位下百濟王貴命卒。貴命。從四位下
陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲之女也。貴命姿質殊麗。閑^ニ於女工^一。
嵯峨天皇御宇之時引^ニ為^ニ女御^一。即正二品式部卿大宰卿忠良親王之
母也。弘仁十年正月叙^ニ從五位上^一。十月十一日叙^ニ從四位下^一。女
御となり親王を生み奉つてゐる。

仁寿二年十二月、外從五位下大学助教西漢人宗人賜^ニ姓滋善宿^一

補^一。

三年正月、百濟王永善、南淵朝臣年名、坂上大宿禰貞守、山口忌
寸西成等の叙位、百濟王安宗が安芸守に任せられた。八月、散位從
五位下百濟河成卒。河成。本姓余^{アケリ}。後改三百濟^一。長^ニ於武猛^一能
引^ニ強弓^一。以^レ善^ニ图画^一。屢被^ニ召見^一。卒年七十二。画人として
の逸話がのせられ「今之言画者。咸取則。」と九世紀においていか
に尊敬されていたかが窺われる記述である。後の河成伝説の源があ
る。齊衡元年。散位百濟王教福卒。十月、伊豆前守百濟宿禰康保が
部下百姓数人を殴殺し遠流の刑。天安元年、從六位上百濟王貞琳。
和朝臣宇子、秋篠朝臣春子、林朝臣氏子等に從五位下を、賀陽朝臣
姑子等に外從五位下が下賜されるという風に九世紀も末に及ぶにつ
れ帰化人系の叙位昇任もままみうけられるが、著しく減少して来る
のである。殊に藤氏の勃興により帰化人系の後宮入りは殆ど断絶し

てしまうのである。

(II)

以上、紀、続紀、後記、続後記、文德実錄を基盤として、帰化人の第一の階層、第二の階層、更に後宮関係を第三の階層と名づけるならば、第一、二、三の階層につき検討してきたのであるが、更に、新撰姓氏錄、尊卑分脈、日本靈異記により考察をするとしよう。先ず、姓氏錄は、その序によれば、「勝宝季中。時有^ニ恩旨^一聽^ニ許諸蕃^ニ任^レ願賜^レ之。遂使下前姓後姓文字斯同。蕃俗和俗氏族相疑。万方庶民。陳^ニ高貴之枝葉^一。三韓蕃賓。称^ニ日本之神胤^上」、「或迷^ニ失己祖^ニ過入^ニ他氏^一、或巧入^ニ他氏^一以為^ニ己祖^一、新古煩亂不^レ易^ニ支夷^一。彼此謬錯不^レ可^ニ勝數^一」とのべてゐる如く、撰母等が「歴探」した古記、「博観」した旧史によるも、當時弘仁六者（八一五）ですらすでに「文駁辭辯、音訓組雜、会^ニ釈^ニ吏^一還作^ニ楯矛^一」という状態であつたから、今日となつては一層判別しがたいのであるが、一応、姓氏を正そうとした姓氏錄を基盤として考えると、姓氏錄では、帰化人は所謂蕃別の中に一括され、未定雜姓の一部に含まれてゐる。ところが、仔細にみると、皇別の中にも、母系に帰化人をもつ混血兒があるのである。

左京皇別 源朝臣……妹源朝臣善姫年二（腹百濟氏）

右京皇別 真野臣 難波宿禰男大矢田宿禰 徒^ニ息長足姫尊 征^ニ伐
新羅^一、凱旋之日、便^ニ出^ニ為^ニ鎮守將軍^一、于^レ時娶^ニ彼國王猶楊之
女^一、生^ニ二女。二女兒佐久命、次武義命、佐久命九世孫和珥部臣鳥、

務大肆忍勝等。居住近江国志賀郡真野村。庚寅年負真野臣姓也。(生二男二女一。歟。しばらく新校群書類從本に従う)

即ち実は古い母系に新羅王猶楊の女をもつ帰化人系である。さて、継体天皇の皇子厚皇子、円娘皇女は母夷媛(和珥臣河内女)である。菟道稚郎子、矢田皇女、雌鳥皇女の母宮主宅媛は和珥臣祖日触使主女である。

左京皇別 良岑朝臣(僧正遍照父)

從四位下良岑朝臣安世。是皇統彌照天皇武^{益桓}御宇也。從七位下百濟宿禰之繼。為女婿而供奉所^レ生也。延曆廿一年十二月廿七日特賜^二姓良岑朝臣^一。賈^二於右京^一。

つまり、母系は、百濟系帰化人の女婿たりし者である。六歌仙の一人僧正遍照は帰化人と混血児を父としているのである。

山城皇別 曰佐

紀朝臣同祖。武内宿禰之後也。欽明天皇御世率^ニ同族四人国民卅五人帰化^一。天皇^{イハ}給^ニ(以)其遠來^一。勅(称)珍^{ノラ}勲臣為^ニ卅九人之訛^一。時人号曰^ニ訛氏^一。男諸石臣。次麻奈臣。是近江国野洲郡日佐^{イハ}。山代国相樂郡山^{イハ}「村」^二日佐^一。大和国海上郡(山村)^{イハ}日佐等祖也。

これもどこからやつてきて帰化したものか分らぬが、母系が、外人らしい。

河内国皇別 止美連

尋来津公同祖、豊城入彦命之後也。四世孫荒田別命男、田道公被^レ遣^ニ百濟國^一。娶^ニ止美邑吳女^一。生^ニ男持君^{モチギミ}。三世孫熊次新羅等。欽明天皇御世參來。新羅男吉雄依^レ居賜^ニ姓止美連^一也。日本紀漏。

これも、母系は百濟國止美邑の吳女であるから実は混血の系統である。

以上の、源、良岑、曰佐、止美の三氏は、何れも姓氏錄においては左京皇別、山城皇別、河内皇別と皇別に編貢されてはいるが、仔細にみる時、母系が、源、良岑は百濟系、曰佐は欽明紀二年七月によれば、百濟の使臣紀臣奈率彌麻沙^{ミマサ}〔紀臣奈率者。蓋景紀臣韓婦一所^レ生。因留^ニ百濟^一〕が

対外交で活躍している。二十三年には又本朝から大將軍紀男麻呂宿禰を派遣して対新羅戦に勝を取つた、云々の記事がある。この紀一族であろう。止美連も田道公が百濟で娶つた止美邑の吳女の子孫、つまり、何れも父は皇統であるところの百濟系母系帰化人の子孫とみなればならないのである。そして彼等は何れも臣下である。臣下の帰化人系は前述の如く番別の部に、左京諸蕃において、漢人系は太秦公宿禰をはじめとし三九氏、百濟人系は和朝臣を筆頭に三十氏、新羅系は一氏、任那系三氏、右京諸蕃では漢人四四氏、百濟人四四氏、高麗人九氏、新羅人三氏、山城国で漢人九氏、百濟人七氏、高麗人五氏、新羅人一氏、任那人一氏、大和国諸蕃で漢人十一氏、百濟人六氏、高麗人六氏、新羅人一氏、任那人二氏、摂津諸蕃では漢人十四氏、百濟人九氏、高麗人三氏、新羅人一氏、任那人三氏、河内国では、漢人三六氏、百濟人十五氏、高麗人三氏、新羅人一氏、和泉国では、漢人十一氏、百濟人七氏、新羅人一氏、未定雜姓中、百濟人十六氏、新羅人七氏、高麗人四氏、吳人三氏、漢人五氏、總計漢人系一六九氏、百濟人系一三四氏、高麗人系三十氏、新羅人系十六氏、任那人系九氏という多氏多様の氏族が帰化している事をしるのである。

さて、系図（別表参照の事）をよすがとして皇統における帰化人の血統を探してみると、帰化人の後宮入りは応神朝百濟の新斎都媛及七人の婦人を嚆矢とするがその子孫は不明である。帰化人の血は明暦には桓武天皇においてはじめて皇室に流入してきたのである。彼は更に坂上春子、百濟教仁、酒人内親王、百濟貞香、百濟永継という帰化人系婦人を五人の多く後宮に納れて、葛井、太田、朝原、春日、高津、駿河、善原の諸親王、内親王及び良岑安世という八人の帰化人系血液のこゆい子供を生んでいるのである。高野御笠を母とする為に桓武天皇は所謂母系帰化人の子孫であるが、しかも彼は同母妹、酒人内親王を納めているのである。従つて酒人内親王を母とし、桓武を父とする朝原内親王においては同一帰化人の血液が濃くなるという異常な結果となるのである。藤原氏出身の母后腹に生れたが、父桓武系帰化人の血をもつ嵯峨天皇も又皇胤詔運録によれば、五十人の子女を生んだが、就中、百濟貴命、百濟氏(a)、百濟慶命、百濟氏(b)、内藏氏、五人の帰化人系後宮を納めて、基良、忠良、基子、源定、源鎮、源善姓、源神姫、源容姫、源吾姫、の帰化人系血液の濃い親王、内親王を生んでいるのである。後宮及び親王の少い平城帝すら、殊に同父妹朝原内親王（母酒人内親王は母系帰化人系）を入れ、又帰化人葛井宿禰道依の女を入れて阿保親王を生んだ。その子に著名な在原行平業平があるのである。

桓武、嵯峨両朝において帰化人系後宮が急増した事は、桓武の出生が帰化人の血統にあるところに帰因し、それが更に又帰化人（第一、第二、第三の階層）を優遇するにいたる事情をはらんでいたと思われるるのである。しかも又、彼等が朝廷における実質的な文筆の官

に携わっていた事、その渡来以来である。懷風藻みる釈弁正、荊助仁、刀利康嗣、刀利宣令、吉智首、伊吉連古麻呂、山田史三方、黃文連備、百濟公和麻呂、吉田連宣、麻田陽春、民黒人、葛井連広成という1765の比率の帰化人系作家の活躍等、他方、政治、学問、外交において、帰化人に劣つていた本邦人が次第に勢力をもち出し、留学生、留学僧にも本邦人がわりこむ為に対抗的に勉強した結果、政治家、外交官の職場をとりかえしてきた事実を考えてみる時、それにより一層漢文に習熟者が多くなつてきて、これ亦作詩熱を煽つたのである。帰化人の血統につながる桓武、平城、嵯峨、淳和帝が帰化人を前述の如く甚しく優遇し、彼等の得意とする漢文芸の表現を尙びよろこぶ氣風が八・九世紀の諸帝の心中に牢固としてぬくべからざるものとなつていただが為に、漢文極盛期を、更にはその結実なる漢詩集——凌雲集、文華秀麗集、經國集——を将来するに至つた、と見るわけなのである。更にこれを助長するのは、源姓を下賜された帰化人系皇族及び夙に帰化人と姻戚関係をもつた蘇我氏、ついでは藤原氏の本流（冬嗣・基経）の血統（別表参照）にも亦帰化人のそれが混入して來、かかる上流帰化人系階層と、更には前述諸国に定住し繁殖している帰化人及びそれとの混血本邦人——（第一の階層）——である。つまり天皇家に倣つて臣下にもその風があつた。この帰化人の血がどういう風に独自な性格として文芸上に現われているか、先ず漢詩に、ついて和歌において、を別の機会に又考えたいと思う。

(皇胤紹運錄)

○印 帰化人系

平城天皇

母 藤原乙牟漏、贈太政大臣良繼女

高岳親王

阿保親王 三品彈正尹贈一品

母 香長・藤姫

從五位上桑田良藤(実は葛井宿禰)

繼道女 道依女

嵯峨天皇

同 仁明天皇

淳和天皇

母夫人藤原小屎、鷺取女
藤原旅子 贈太政大臣從一位
百川女

万多親王

葛井親王〔カドイ
三品、母坂上春子、大納言田村丸女〕—棟良王—女子〔橘直願〕

仲野親王

母藤原百子 大繼女

太田親王〔無品。母百濟教仁〕

又 四位、中務大師

朝原内親王〔齊宮二品、平城納之元寵。母酒人内親王〕

母坂上全子、從三位薦田丸女

春日內親王〔天長九十二死母同葛井〕

又 四位、中務大師

高津内親王〔嵯峨天皇納之為妃、授三品。未幾薨之。母坂上全子、從三位薦田丸女〕

又 四位、中務大師

駿河内親王〔弘仁十一六十三薨、母百濟貞香教德女〕

又 四位、中務大師

善原内親王〔貞總五七女一薨母同〕

又 四位、中務大師

良峯安世〔正三位大納言右大將母女嬬百濟永繼〕

又 四位、中務大師

木連〔陸奥守〕

又 四位、中務大師

晨直〔從四位下左中弁〕

又 四位、中務大師

良峯安世〔正三位大納言右大將母女嬬百濟永繼〕

又 四位、中務大師

宗貞〔素性 歌人〕

又 四位、中務大師

由性

又 四位、中務大師

良峯安世〔正三位大納言右大將母女嬬百濟永繼〕

又 四位、中務大師

木連〔陸奥守〕

又 四位、中務大師

晨直〔從四位下左中弁〕

又 四位、中務大師

仁明天皇 母皇向嘉智子 内舍人贈太政大臣 橘清友女 文德天皇

基良親王〔无品。母女御百濟貴命〕

忠良親王〔二品式部卿。容貌美麗。貞觀十八二廿一薨五十八時人惜之。母同〕

秀子内親王〔母大原氏〕

俊子内親王〔母同〕

基子内親王〔母同基良〕

源定〔大納言。正三位左大將。号二四条。嘉祥三出家。母百濟氏(a)〕

源鎮〔出家。白雲禪師源氏系岡安記為百濟慶命所生〕

源生〔三木從三位右衛門督 母大原金子〕

源融〔左大臣從一位号河原大臣 母正四下大原全子〕

源勤〔三木從三位左兵衛督 母同〕

源勝〔從四上法名由蓮。号二竹田禪師 母大原氏〕

源善姫〔母百濟氏(b)〕

○源神姫〔母内藏氏〕

源盈姫〔從四位上 母同〕

○源容姫〔母内藏氏〕

源吉姫〔母同〕

○源蜜姫〔母山田氏〕

